

LEC 東京リーガルマインド大学院大学

高度専門職研究科 会計専門職専攻

自己点検・評価報告書

2019（令和元）年7月

目次

第1章 教育目的	1
1-1 教育目的.....	1
1-2 教育目的の達成.....	2
教育目的に関する今後の課題・方向性.....	5
第2章 教育内容	7
2-1 教育内容.....	7
教育内容に関する今後の課題・方向性.....	11
第3章 教育方法	13
3-1 授業を行う学生数.....	13
3-2 授業の方法.....	14
3-3 履修科目登録単位数の上限	17
教育方法に関する今後の課題・方向性.....	17
第4章 成績評価及び修了認定.....	19
4-1 成績評価.....	19
4-2 修了認定及びその要件.....	22
成績評価及び修了認定に関する今後の課題・方向性.....	23
第5章 教育内容等の改善措置.....	24
5-1 教育内容等の改善措置.....	24
教育内容等の改善措置に関する今後の課題・方向性.....	27
第6章 入学者選抜等	28
6-1 入学者受入.....	28
6-2 収容定員と在籍者数	32
入学者選抜等に関する今後の課題・方向性.....	34
第7章 学生の支援体制	36
7-1 学習支援.....	36
7-2 生活支援等.....	38
7-3 身体に障がいのある学生に対する支援.....	39
7-4 職業支援(キャリア支援).....	40
学生の支援体制に関する今後の課題・方向性.....	42

第8章 教員組織	43
8-1 教員の資格と評価	43
8-2 専任教員の配置と構成	45
8-3 研究者教員	48
8-4 実務家教員(実務経験と高度な実務能力を有する教員)	49
8-5 専任教員の担当科目の比率	50
8-6 教員の教育研究環境	51
教員組織に関する今後の課題・方向性	53
第9章 管理運営等	54
9-1 管理運営の独立性	54
9-2 自己点検及び評価	57
9-3 情報の公表	60
9-4 情報の保管	61
管理運営等に関する今後の課題・方向性	62
第10章 施設、設備及び図書館等	63
10-1 施設の整備	63
10-2 設備及び機器の整備	64
10-3 図書館の整備	65
施設・設備及び図書館等に関する今後の課題・方向性	67

第1章 教育目的

1-1 教育目的

1-1-1 教育目的を学則等に明文化し、教職員及び学生等の学内構成員に対して周知を図ること。

【現状の説明】

本学は、専門職大学院に課せられた基本的な使命を踏まえて、会計大学院として固有の「使命」及び「目的」を設定し、それを個別具体化する形で「教育目標（教育目的）」を設定している。全文は次の通りである。

現行の「使命・目的・教育目標」は、2013（平成 25）年度に本学の研究科委員会（教授会）での審議を経て、学校経営委員会（理事会に相当する本学の経営意思決定機関）が決定したものであり、大学学則の第4条に明記している。

本学の「使命・目的・教育目標」は、教職員に対しては、カリキュラムその他の案件の具体的な審議や、毎年のシラバス作成に際してこれらに沿った授業内容の設定を求めることなどにより随時確認されている。また、学生に対しては、履修指導要項、学内掲示等によって随時周知が図られている。

その他、学外向けも含めてウェブサイト、パンフレット等を通じて広く周知を行っている。

LEC 東京リーガルマインド大学院大学 高度専門職研究科 会計専門職専攻 (LEC 会計大学院) の使命・目的・教育目標

前文

知識は時間とともに陳腐化する。社会の変化の速度が上昇するにつれ、陳腐化も加速される。一方、就労期間は長期化する。少子高齢化のもと、就業適齢人口は必然的に減少する。現在も 65 歳までの就労が社会制度化されようとしているが、健康である限り 75 歳までの就労が要請される時代も遠くはないと推定される。さらに、少子高齢化は必然的に日本市場の縮小をもたらす。グローバルマーケットで活躍するには言語による論理的表現が必須であるが、わが国の論理的言語表現教育は十分とは言い難い。かかる社会背景にあって、社会人の再教育は必然であり、この要請を最も満たす存在としての大学院の役割は重大である。上記の考慮に基づいて当大学院の使命・目的・教育目標を以下のごとく定める。

【使命】

本学の使命は、理論と実務の融合した良質な教育を提供すること、このための研究を行うこと、もって経済社会の発展に貢献することにある。

【目的】

本学の目的は、経済のグローバル化・情報化に即して内外の会計基準や税務に精通し、かつ職業倫理観を兼ね備え、高度の思考力・判断力・実践力を有する、質の高い会計専門職業人を養成することにある。

【教育目標】

- (1) Up to date な会計知識を修得させ、併せて税法への理解を深めさせる。
- (2) 論理的に考え、論理的に言語をもって表現する能力を修得させる。
- (3) 倫理一般並びに職業倫理に関する基礎知識を修得させる。
- (4) 経営に関する基礎的考え方を修得させる。
- (5) IT リテラシーを向上させる。
- (6) 英語による思考様式の理解と表現力を向上させる。

【自己評価】

本学は基準 1-1-1 を満たしている。

【根拠資料】

- ・ LEC 東京リーガルマインド大学院大学学則（別添資料 1-1）
- ・ 本学ウェブサイト LEC 会計大学院について>使命・目的・教育目標、3つの基本的方針
<http://www.lec.ac.jp/about/mission.html>
- ・ 大学案内パンフレット（別添資料 1-2）

1-2 教育目的の達成

1-2-1 1-1-1 の目的が達成されるように、各会計大学院は養成しようとする会計職業人像に適った教育を行うこと。

【現状の説明】

本学の「使命・目的・教育目標」では、まず「前文」において、これからの社会の趨勢を見据えた「現職社会人の再教育」の重要性と、実務専門知識に加えて、高い思考力・判断力・実践力の礎となる「論理的思考力・表現力の養成」を重視するという前提を明確に示した。

その上で、「使命」については、専門職大学院の基本的使命である「理論と実務の融合」を実現する教育・研究活動により、経済社会の発展に資することであると明示している。

さらに「目的」において、本学が具体的にいかなる会計専門職業人を養成していくかを示し、そのための方策を「教育目標（教育目的）」に記している。

これらの内容は教育課程及び各科目、その他の教育体制に反映され、自ら養成しようとする会計職業人像に適った教育が行われている。具体的には、現職社会人がキャリアを中断せずに学べることを重視した立地条件、授業時間その他の学習支援体制、実務従事者を前提とした科目内容や履修コースの設定、独自の論文指導体制などがあげられる。

【自己評価】

本学は基準 1-2-1 を満たしている。

【根拠資料】

- ・ 本学ウェブサイト LEC 会計大学院について>使命・目的・教育目標、3つの基本の方針
<http://www.lec.ac.jp/about/mission.html>
- ・ 本学ウェブサイト 教育プログラム>履修システム
<http://www.lec.ac.jp/program/system.html>
- ・ 本学ウェブサイト 教育プログラム>コース・カリキュラム
<http://www.lec.ac.jp/program/course.html>
- ・ 本学ウェブサイト 教育プログラム>戦略的論文指導体制
<http://www.lec.ac.jp/program/kenkyu.html>

1-2-2 学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）を策定・運用し、当該方針をふまえ、教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）を策定・運用し、教育の理念や目的を具体的に示し、それらと矛盾しない体系的な教育を施し、その教育を貫徹するために成績評価と修了認定を厳格に行うこと。また、これらの方針について学生等に対して周知を図ること。

【現状の説明】

本学では、固有の使命・目的に基づいて教育目標を設定し、この教育目標に連動する形で「学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）」を設定している。そして、この「学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）」に掲げる能力を身につけたと判断される学生に対して、研究科委員会（教授会）の審議を経て修了認定を行い、学位を授与している。

また「教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）」は、同じく教育目標に沿って策定されており、教育目標を達成するための具体策を定めている。本学の教育課程はこれに基づいて編成され、各種の科目が置かれている。

これらの方針は、基準 6-1 で述べる入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）と共に策定・運用されており、ウェブサイト等で周知されている。

学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）

本学は、固有の使命・目的に沿って学修し、以下に示すように教育目標に沿った能力を修得した学生に、「会計修士（専門職）」の学位を授与する。

1. 最新の会計知識を習得し、税法への理解を有すること。
2. 職業倫理について基礎知識を習得し、自身の倫理観を有すること。
3. 経営に関する基礎的な考え方を理解していること。
4. 以上を踏まえ、論理的思考能力並びに、言語による（口頭並びに文章による）論理的発表能力を有すること。

教育課程編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）

本学は、固有の使命・目的に即して定める教育目標を達成するため、以下の方針に基づいて教育課程を編成し、実施する。

Up to date な会計知識を修得させ、併せて税法への理解を深めさせると共に、論理的に考え、論理的に言語をもって表現する能力を修得させることを基本として、倫理一般並びに職業倫理に関する基礎知識と経営に関する基礎的考え方を修得させ、ITリテラシーと英語による思考様式の理解と表現力を向上させる。

【参考】入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）

本学の理念・目的・教育目標を実現するために、次のような学生を積極的に受け入れます。

- ・会計専門職業人としての高度な実務専門能力を身に付けようとする人。
- ・会計分野でリーダーとして活躍することを意図する人。
- ・分野を問わず柔軟な思考を持ち、創造的な発想のできる人。

【自己評価】

本学は基準 1-2-2 を満たしている。

【根拠資料】

- ・本学ウェブサイト LEC 会計大学院について>使命・目的・教育目標、3つの基本の方針

<http://www.lec.ac.jp/about/mission.html>

1-2-3 1-2-2 が実施されているかどうかをレビューする第三者評価を尊重し、教育目的を達成するための努力を継続して行うこと。

【現状の説明】

本学は会計大学院 1 専攻のみを置く大学院大学であるため、大学全体を対象として機関別・分野別の両方の認証評価を受審することになる。2009（平成 21）年度に最初の認証評価（分野別評価）を受審し、以来 2010（平成 22）年度に機関別評価、2014（平成 26）に分野別評価、2017（平成 29）に機関別評価と、大学院の開設から 13 年間に 4 回の評価を受け、その都度評価機関からさまざまな指摘・助言を得て改善に繋げている。

過去の認証評価で指摘を受けた教育・研究に関する重要な事項としては、教員組織（専任教員の年齢構成等）、定員管理（定員未充足・超過）、研究環境（研究室の整備等）が挙げられるが、いずれも評価結果を尊重して継続的に改善に努め、現状ではいずれも問題のない状況となっている。

また、今後も 2021（令和 3）年度に機関別評価、2024（令和 6）年度に分野別評価とほぼ 3 年に 1 回のペースで認証評価を受けることを予定しており、これによって教育目標達成への努力を継続・促進していく。

【自己評価】

本学は基準 1-2-3 を満たしている。

【根拠資料】

- ・ 本学ウェブサイト 点検・評価等

<http://www.lec.ac.jp/about/check/index.html>

教育目的に関する今後の課題・方向性

本学の使命・目的及び教育目標は、2013（平成 25）年度に教職員の意見に基づいて改訂され、それ以前に比してより具体的・現実的なものとなった。改訂後の使命及び目的は、本専攻が専門職大学院制度の趣旨に沿い、かつ、社会情勢の変化にも的確に対応する専門教育機関として、独自の方向性のもとに行動していく意思を明確にしたものであり、これらは教育目標の各項目において具体化されている。

使命・目的は、法令に定める大学及び専門職大学院一般の使命や目的にも適うものとなっており、学則上も明確に規定され、ウェブサイト、パンフレット、履修指導要項、学生募集要項、学内掲示等を通じて広く内外に周知されている。

この使命・目的及び教育目標は、学内の教職員の議論に基づいて決定されたものであるが、今後もこれまで同様、内外の関係者への理解を促し、社会環境の変化を見据えて、必要に応じて見直しの手

続きをとっていく。

第2章 教育内容

2-1 教育内容

2-1-1 教育課程が、社会的期待を反映し、理想とする会計職業人を養成する目的を実現することに資するものであること。

解釈指針2-1-1-1

会計大学院は、その目的のひとつに公認会計士養成があげられるが、社会からはより広範な期待が寄せられていることをふまえ、各会計大学院が創意工夫のうえ、教育課程を編成する。教育課程は、各会計大学院が養成すべき会計専門職業人の理想像を明確にし、その理想像にふさわしい教育内容をもとに編成する。

【現状の説明】

本学では、大学院設置当初より国内外で活躍し得る質の高い会計専門職業人の養成を目指し、公認会計士の養成及びその再教育に重点を置いてきた。しかし、大学院設置後の公認会計士試験制度改革とこれに伴う公認会計士志望動向の急激な変化、2008（平成 20）年からの世界的な大不況などの環境の変化もあって、志願者数の減少・低迷への対応を迫られることとなった。また、産業構造を含む社会・経済環境の移り変わりが加速する中で、多くの社会人が生涯にわたって学び直しの機会を得てキャリアの発展や転換を図ること、大学をはじめとする高等教育機関がその機会を提供する役割を担うことが期待されるようになった。

このような状況を踏まえて本学は、より広範に会計・税務の実務に携わる社会人の再教育・継続教育（リカレント教育）機関としての役割を重視し、目的と教育目標の再検討、および教育課程の再編成に取り組んだ。結果、目的と教育目標を改訂して理想像を明確にし、教育課程を公認会計士に加えて税理士を養成する再編成を行った。

具体的には、2009（平成 21）年から 2010（平成 22）年にかけて租税法分野の科目を拡充し、2010（平成 22）年度には租税法分野の修士論文指導を開始した。さらに、2015（平成 27）年度の入学より税法・会計の履修コース制を導入した。これらは高度な会計専門職業人の養成という本学の目的のうち、特に税理士志望者に主眼を置いて、会計専門職大学院ならではの教育を効果的に行う目的を持つものだった。資格試験の勉強だけでは身につけることが困難な理論ないし体系に対する深い理解の構築と関連分野の知識の獲得、何より論理的思考力の養成を重視している。

履修コース制の導入の結果、教育課程は社会的期待を反映し、理想とする会計職業人を養成する目的を実現することに資するものとなっている。現職社会人のニーズに的確に対応するため、履修カリキュラムを 2 つのコース（3 モデル）に分けて再編成しており、公認会計士・税理士を目指す社会人、または会計や税務の専門知識を身につけようとする社会人が、各自の目的に沿って専門知識を学べるよう配慮している。公認会計士志望者には会計コースの中の履修モデル「公認会計士モデル」、税理士志望者には税法コースと会計コースの中の「会計論文特化モデル」で対応している。

【自己評価】

本学は基準 2-1-1 を満たしている。

【根拠資料】

- ・ 本学ウェブサイト 教育プログラム>コース・カリキュラム
<http://www.lec.ac.jp/program/course.html>
- ・ 大学案内パンフレット（別添資料1－2）

2-1-2 次の各号に掲げる授業科目群からの履修により、段階的な教育課程が編成されていること。

(1)基本科目

(2)発展科目

(3)応用・実践科目

解釈指針2-1-2-1

基本科目は、会計並びに関連諸科目についての学部レベルでの知識を確認するとともに、会計専門職業人として最低限必要とされる知識を教育することを目的とする。会計分野(財務会計、管理会計、監査)、経済経営分野、IT 分野、法律分野等の各分野について、基本的な科目を複数配置し、これらのうちの主要なものについては選択必修科目とすることが望まれる。

解釈指針2-1-2-2

発展科目は、基本科目群に配置された授業科目を履修していること、あるいはそれらの知識があることを前提として、国際的に通用する会計専門職業人としての必要な知識を教育することを目的とする。基本科目群の各授業科目に接続して発展的に授業科目を配置するとともに基本科目にない専門科目についても複数の授業科目を配置する。これらの授業科目については、各会計大学院の目標等に応じて、選択必修科目とすることが望まれる。

解釈指針2-1-2-3

応用・実践科目は、会計専門職業人としての最先端の知識を教育するための授業科目を配置するとともに、会計専門職業の現場で典型的な判断・事例等をシミュレートした教育手法を取り入れ、独自の判断力、論理的な思考力を養成することを目的とする。会計倫理や監査判断等については、事例研究、ディベート、実地調査等の教育手法を取り入れることが望ましい。これらの授業科目については、各会計大学院が創意工夫して開設することとする。

解釈指針2-1-2-4

特定の科目群に授業科目が偏ることのないように、各科目が各科目群に適切に配置されていること。

【現状の説明】

本学では、教育研究の対象となる専門分野を6つの領域（全体・財務会計・管理会計・監査・経営及びファイナンス・法律）に区分し、領域ごとに、授業科目を「基本科目」「発展科目」「応用・実践科目」の3段階に分け、系統的・段階的に履修できる教育課程を編成している。

①基本科目について

基本科目には領域ごとに全体を概観する科目を置き、会計専門職業人として共通に修得すべき理論の基本・骨格を教育することを目的としている。これらの科目は、全員にほぼ共通で7科目（会計コースの公認会計士モデルのみ8科目）を必修とし、会計専門職業人に不可欠な職業倫理科目もここに含めている。

また、選択科目として、全体領域に今後の会計専門職業人に不可欠となるグローバルな視野とコミュニケーション能力、IT活用能力を養うための英語及びITリテラシーの基本科目を配置している。

②発展科目について

発展科目は、領域ごとに基本科目で学ぶ各分野の基礎的理解を前提として、国際的に通用する会計専門職業人に必要な知識を教育することを目的としている。ここでは、基本科目群の各授業科目に接続して発展的に授業科目を配置するとともに、基本科目にない専門科目についても複数の授業科目を配置している。そして、各履修コースで修得すべき内容に沿って必修科目を配置している。

③応用・実践科目について

応用・実践科目では、基本科目・発展科目で修得した専門知識・能力をもとに、会計専門職業人としての最先端の知識の獲得と典型的な判断・事例等をシミュレートする教育手法を採用している。ケーススタディや討論等の参加型の教育方法を用いて、実践的判断力と論理的思考能力を養成している。

また、会計及び税法領域を掘り下げて研究を行う学生のため、会計学（税務会計、財務分析）と租税法の研究指導科目を設けている。研究指導科目は集団指導体制（専門・構成、文章の多角的指導）を敷いて、独自の判断力、論理的な思考力を養成している。

【自己評価】

本学は基準2-1-2を満たしている。

【根拠資料】

- ・本学ウェブサイト 教育プログラム>コース・カリキュラム
<http://www.lec.ac.jp/program/course.html>
- ・2018年度カリキュラム（別添資料2-1）

2-1-3 基準 2-1-2 の各号のすべてにわたって教育上の目的に応じて適当と認められる単位数以上の授業科目が開設されているとともに、学生の授業科目の履修が同基準各号のいずれかに過度に偏ることがないように配慮されていること。また、会計大学院の目的に照らして、選択必修科目、選択科目等の分類が適切に行われ、学生による段階的履修に資するよう各年次にわたって適切に配当されていること。

解釈指針2-1-3-1

会計分野(財務会計、管理会計、監査)の科目については、資格試験の要件等に配慮して配置すること。

解釈指針2-1-3-2

会計専門職業人が備えるべき資質・能力の観点から、会計分野の科目以外にも、各会計大学院の設置理念に応じて幅広い科目を設置すること。

【現状の説明】

本学の設置理念を基礎に、2018（平成 30）年度の「基本科目」「発展科目」「応用・実践科目」の各科目群にはそれぞれ 13 科目、18 科目、11 科目の科目を配置（修士論文指導科目を除く）しており、大きな偏りがないよう配慮している。また、本学の目的に照らして選択必修科目、選択科目等の分類・配置を行っている（履修モデルに応じて分類している）。公認会計士試験の免除要件に対応すると共に、税理士試験の免除に配慮している。

そして、これらの分類・配置を基礎に段階的履修を促すため、各種資料（科目一覧やシラバス等）及びオリエンテーションで段階的履修を周知しており、応用・実践科目にあたる「事例研究」科目は一律の履修制限（入学後最初の Semester では履修登録することができない）を行っている。さらに、春期・秋期の年 2 回入学を行っていることも踏まえ、履修対象者が多い主要科目（特に税法科目）は複数回開講し、段階的履修が効果的に行えるよう配慮している。

【自己評価】

本学は基準 2-1-3 を満たしている。

【根拠資料】

- ・ 本学ウェブサイト 教育プログラム>コース・カリキュラム
<http://www.lec.ac.jp/program/course.html>
- ・ 2018 年度カリキュラム（別添資料 2-1）
- ・ 2018 年度履修指導要項（新入生向け）（別添資料 2-2）
- ・ 2018 年度時間割（別添資料 2-3）

2-1-4 各授業科目における、授業時間等の設定が、単位数との関係において、大学設置基準第 21 条から第 23 条までの規定に照らして適切であること。

【現状の説明】

本学では Semester 毎の履修単位数に上限を設けており（基準 3-3 で後述）、単位数との関係で各授業科目の履修が実質性を持つよう配慮している。そこでは 1 単位あたりの学修時間を大学設置基準第 21 条に基づき 45 時間を標準としている。ほとんどの授業科目は全 15 回・2 単位で設定しており、基準となる学修時間は 1 科目あたり合計 90 時間で、内訳は次の通りである（一部の科目のみ全 8 回・1 単位で設定）。

授業時間：1 回 90 分（※2 時間換算）×15 回＝30 時間

自習時間：授業 1 回あたり 4 時間（予習・復習各 2 時間）×15 回＝60 時間

上述のように、本学の各授業科目は Semester 制の下に配置されており、大学設置基準第 22 条・第 23 条に照らして適切な設定となっている。

さらに、在学生の多くが現職の社会人であることを踏まえ、学修時間の確保に資するため、平日夜間の授業時間を 19:30～21:00 の 1 時限にとどめ、土日に可能な限り多くの科目を配置している。なお、2019（令和元）年度から修了単位数を 40 単位に変更し（従来は 44 単位）、単位の実質性が一層担保されるよう配慮した。

【自己評価】

本学は基準 2-1-4 を満たしている。

【根拠資料】

- ・ 本学ウェブサイト 教育プログラム＞履修システム
<http://www.lec.ac.jp/program/system.html>
- ・ 本学ウェブサイト 教育プログラム＞履修システム＞2 年間の通学イメージ
<http://www.lec.ac.jp/program/example.html>
- ・ 2018 年度時間割（別添資料 2－3）

教育内容に関する今後の課題・方向性

本学の教育課程は、2010（平成 22）年度以降、再編成に伴う一連の整備過程を経て基準 2-1-1 から 2-1-4 までの何れの基準も満たすものとなっている。会計専門職大学院に求められる教育内容を踏まえ、本学の理念・目的に沿った教育課程・教育内容となっており、段階的履修や単位の実質性に配慮している。今後の課題としては、論理的思考力の養成を一層進める方策を手当てすることが挙げられる。また、設置理念・目的に照らして必要と考えられる科目の設置や改廃は継続的に検討する必要がある。

ある。何れにしても、教育課程の再編成と運用を通じて本学ならではの教育内容が形成されており、抜本的な変革よりも漸進的な改善・改革が適当な段階に入っている。

第3章 教育方法

3-1 授業を行う学生数

3-1-1 会計大学院においては、少人数による双方向的又は多方向的な密度の高い教育が行われなければならないことが基本であることにかんがみ、一の授業科目について同時に授業を行う学生数が、この観点から適切な規模に維持されていること。

解釈指針3-1-1-1

会計大学院においては、すべての授業科目について、当該科目の性質及び教育課程上の位置付けに応じて、受講する学生数は教育効果が十分に期待できる適切な規模であること。

解釈指針3-1-1-2

基準3-1-1にいう「学生数」とは、実際に当該授業を履修する者全員の数を指し、会計大学院において当該科目を初めて履修する学生に加えて、次に掲げる者を含む。

- (1) 当該科目を再履修している者。
- (2) 当該科目の履修を認められている他専攻の学生、他研究科の学生（以下、合わせて「他専攻等の学生」という。）及び科目等履修生。

解釈指針3-1-1-3

他専攻等の学生又は科目等履修生による会計大学院の科目の履修は、当該科目の性質等に照らして適切な場合に限定されていること。

【現状の説明】

本学は少人数教育を掲げる専門職大学院制度の趣旨を踏まえ、一定の方針のもとで履修者数を適正規模に維持している。

具体的には、主に基本科目及び発展科目の各群で採用されている一斉講義形式の授業科目では、入学定員である 60 名以内を目安とすること、また、主に応用・実践科目群で採用されている「事例研究」等の参加型の授業では、15 名を標準として 20 名を超えないこと、としている。この方針をもとに、科目の水準や性質を考慮して担当教員と協議し、必要に応じて履修人数制限（成績状況や小試験による選抜）を行っている。特別な定員を設ける場合は、シラバスに明記し、オリエンテーションでの説明により事前に学生に周知している。

そして、既述の通り履修対象者が多い主要科目の複数回開講や、応用・実践科目群の「事例研究」科目の履修制限（入学後最初のセメスターでは「事例研究」科目は履修登録することができない）も行っている。そのため、定員を理由とする履修希望者の選抜に至ることはほとんどなく、学生は希望する科目を履修することができている。

本学は会計大学院 1 専攻のみの大学院大学であるため、他専攻等の学生は在籍していないが、履

修者数には再履修者や聴講生・科目等履修生を含めて取り扱っており、実際に授業を受ける者全員で適切な規模が保たれるように留意している。

なお、研究指導科目においても一時限当たりの指導人数を適正に維持することに留意している。

【自己評価】

本学は基準 3-1-1 を満たしている。

【根拠資料】

- ・ 本学ウェブサイト 教育プログラム>シラバス
2019 年度シラバス <http://www.lec.ac.jp/pdf/common/2019/syllabus.pdf>
- ・ 本学ウェブサイト 修了生の方へ>シラバスダウンロード
2018 年度シラバス <http://www.lec.ac.jp/pdf/common/2018/syllabus.pdf>
2018 年度追補版シラバス http://www.lec.ac.jp/pdf/common/2018/syllabus_tsuiho.pdf
- ・ 2018 年度 履修指導要項（別添資料 2 - 2）
- ・ 2018 年度 前期・後期 科目別履修者数一覧（別添資料 2 - 4）

3 - 2 授業の方法

3-2-1 会計大学院における授業は、次に掲げる事項を考慮したものであること。

- (1) 専門的な会計知識を確実に修得させるとともに、事実に即して具体的な問題を解決していくために必要な分析能力及び議論の能力、会計判断を関係当事者に正しく伝える能力その他の会計職業人として必要な能力を育成するために、授業科目の性質に応じた適切な方法がとられていること。
- (2) 1年間の授業の計画、各授業科目における授業の内容及び方法、成績評価の基準と方法があらかじめ学生に周知されていること。
- (3) 授業の効果を十分にあげられるよう、授業時間外における学習を充実させるための措置が講じられていること。

解釈指針3-2-1-1

「専門的な会計知識」とは、当該授業科目において会計専門職業人として一般に必要と考えられる水準及び範囲の会計知識をいうものとする。

解釈指針3-2-1-2

「事実に即して具体的な問題を解決していくために必要な分析能力及び議論の能力、会計判断を関係当事者に正しく伝える能力その他の会計専門職業人として必要な能力」とは、具体的事例に的確に対応することのできる能力をいうものとする。

解釈指針3-2-1-3

「授業科目の性質に応じた適切な方法」とは、各授業科目の目的を効果的に達成するため、少人数による双方向的又は多方向的な討論（教員と学生の間、又は学生相互の間において、質疑応答や討論が行われていることをいう。）、実地調査、事例研究その他の方法であって、適切な教材等を用いて行われるものをいうものとする。

解釈指針3-2-1-4

学生が事前事後の学習を効果的に行うための適切な具体的措置としては、次に掲げるものが考えられる。

- (1) 授業時間割が学生の自習時間を十分に考慮したものであること。
- (2) 関係資料が配布され、予習事項等が事前に周知されていること。
- (3) 予習又は復習に関して、教員による適切な指示がなされていること。
- (4) 授業時間外の自習が可能となるよう、第10章の各基準に適合する自習室スペースや教材、データベース等の施設、設備及び図書が備えられていること。

解釈指針3-2-1-5（集中講義を実施する場合のみ）

集中講義を実施する場合には、授業時間外の学習に必要な時間が確保されるように配慮されていること。

【現状の説明】

(1) 会計職業人に必要な能力を育成するために、授業科目の性質に応じた適切な方法をとることについて

本学は会計職業人に必要な能力を育成するため、主として基本科目や発展科目における一斉講義の他、一部発展科目と応用・実践科目においてケーススタディ、シミュレーション、グループ学習等の方法や授業形態を採用している。これらは専門的な会計知識を確実に修得させ、事実在即して具体的な問題を解決していく能力を段階的に身につけられるよう配慮した結果であり、授業科目の性質に応じた適切な方法を採用していると言える。

既述の通り、本学は教育研究の対象となる専門分野を6つの領域に区分し、それぞれ「基本科目」、「発展科目」、「応用・実践科目」の3段階に分類して、基礎理論から専門知識、事例への応用と、確実な実践力を養うために段階的な課程編成を行っている。基本科目及び発展科目群の理論科目では主に講義形式の授業を採用しているが、ITや英語をはじめ、扱う内容に応じて適宜実習やゼミ形式の授業を導入している。応用・実践科目では、基本科目・発展科目で修得した知識・能力をもとに実践的な判断力や論理的思考能力を養うため、概ねケーススタディやディスカッション等の参加型の教育方法を採用している。

さらに本学では、理論と実務の融合を目指す教育を実現するためには研究者と実務家の協働が重要であるとの考えを有しており、「マネジメント・シミュレーション」「職業倫理」等の科目での共同方式の授業や、現在ほとんどの学生が履修している研究指導科目においても、実務家教員と研究者教員が一貫して共同指導（集団指導）を行っている。これらを通じて、本学は会計職業人に必要な能力を育成している。

以上から、本学では「基本科目」、「発展科目」、「応用・実践科目」の分類を基礎に、授業科目の性質を考慮した教育方法が採用されていると考えられる。

(2) 1年間の授業の計画、内容、方法、成績評価の基準等をあらかじめ周知することについて

1年間の授業の計画、各授業科目における授業の内容及び方法、成績評価の基準と方法についてはいずれもシラバスに明示し、履修オリエンテーション時に説明を行うことにより、あらかじめ学生に周知している。シラバスは本学ウェブサイトにて全文が掲載されており、誰でも閲覧することができる。

(3) 授業時間外における学習を充実させるための措置について

既述の通り、学生の多くが現職の社会人であることを踏まえて、授業時間外の学修時間の確保に資するため平日夜間の授業時間を 19:30～21:00 の 1 時限にとどめ、土日に多くの科目を配置している。また、関係資料の配布・共有はクラウド型情報共有サービス（サイボウズ Live、2019 年度以降は Google Classroom）上で行われており、学生は授業に出席する前に、通学途中等でも必要な資料に目を通すことができる。あわせて、必要に応じて教員からの予習や復習、課題提出等の指示がなされている。特に研究指導科目においては、クラウド型情報共有サービスが重要な役割を果たしている。

授業外の学習を行うことができる場所としては、学生専用自習室を設置している。自習室には個々の荷物や資料を保管することのできる棚スペースと鍵つきロッカーを設置しており、在学中は学生全員に貸与している。自習室の開室時間は平日・祝日 9:15～22:00、土曜日 9:15～21:00、日曜日 9:15～20:00 としており、土曜・日曜の最初と最後の授業前後（日曜日の最終授業終了後を除く）にも利用することができる。

図書館は、会計大学院のみを置く大学院大学の専用図書館としての図書・資料の整備を継続的に行い、必要な資料やデータベースを整備している。開館時間は、平日・祝日 13:00～22:00、土曜日・日曜日 9:15～20:30 としており、こちらも授業時間の前後に利用できるよう配慮されている。図書館については第 10 章で後述する。

【自己評価】

本学は基準 3-2-1 を満たしている。

【根拠資料】

- ・本学ウェブサイト 教育プログラム＞シラバス
2019 年度シラバス <http://www.lec.ac.jp/pdf/common/2019/syllabus.pdf>
- ・本学ウェブサイト 修了生の方へ＞シラバスダウンロード
2018 年度シラバス <http://www.lec.ac.jp/pdf/common/2018/syllabus.pdf>
2018 年度追補版シラバス http://www.lec.ac.jp/pdf/common/2018/syllabus_tsuiho.pdf
- ・(参考) Google Classroom 利用マニュアル (別添資料 3-1)

3-3 履修科目登録単位数の上限

3-3-1 会計大学院における各年次において、学生が履修科目として登録することのできる単位数は、モデルカリキュラム等を参考に各会計大学院で適切に設定すること。

【現状の説明】

本学では、各年次にわたって授業科目をバランスよく履修させるために、学生が1年間または1学期間に履修登録できる単位数の上限を設定している。

これまでのところ、修了要件単位数は44単位であり（学則第26条）、年間の修得単位数上限は34単位である（学則第23条第4項）。そのうえで、より単位制度の実質を保った履修を促すため、各セメスターに履修登録できる単位数の上限を18単位とし、かつ、年間に修得できる単位数上限を34単位としている。

（例）前期で18単位登録し、18単位修得 → 後期は16単位まで登録可

前期で18単位登録し、10単位修得 → 後期は18単位まで登録可

なお、2019（平成31）年度入学者より修了要件を40単位としたため、これに合わせて、各セメスターに履修登録できる単位数の上限を16単位とし、かつ、年間に修得できる単位数上限を30単位に変更している。

【自己評価】

本学は基準3-3-1を満たしている。

【根拠資料】

- ・ LEC 東京リーガルマインド大学院大学学則（別添資料1-1）
- ・ 2018年度 履修指導要項（新入生・在院生向け）（別添資料2-2）

教育方法に関する今後の課題・方向性

本学は教育方法に関して、授業を行う学生数、授業の方法、履修科目登録単位数の上限の何れも基準を満たしていると考えられる。「基本科目」、「発展科目」、「応用・実践科目」という枠組みを基礎に、各段階及び各授業の性質を考慮した履修学生数、授業の方法が採用されており、単位の実質性に配慮した仕組みを設けて運用できている。

今後の課題としては、基本的に基準を満たしている現在の方向を維持して、一層の学修の利便性を図っていくことが挙げられる。具体的には Google Classroom の高度利用を推進し、例えば現在授業科目によっては行っている授業を収録したDVDの貸し出しをWeb配信に切り替えていくことがある。研究指導科目においても Microsoft 社の Office365 サービスを全面的に利用することを予定しており、

クラウド型情報共有に関して情報基盤を一層強化して、何時でもどこでも学修できる体制の構築を目指す。

第4章 成績評価及び修了認定

4-1 成績評価

4-1-1 学修の成果に係る評価（以下、「成績評価」という。）が、学生の能力及び資質を正確に反映する客観的かつ厳正なものとして行われており、次に掲げるすべての基準を満たしていること。

- (1) 成績評価の基準が設定され、かつ学生に周知されていること。
- (2) 当該成績評価基準にしたがって成績評価が行われていることを確保するための措置がとられていること。
- (3) 成績評価の結果が、必要な関連情報とともに学生に告知されていること。
- (4) 期末試験を実施する場合は、実施方法についても適切な配慮がなされていること。

解釈指針4-1-1-1

基準4-1-1(1)における成績評価の基準として、科目の性質上不適合な場合を除き、成績のランク分け、各ランクの分布の在り方についての方針の設定、成績評価における考慮要素があらかじめ明確に示されていること。

解釈指針4-1-1-2

基準4-1-1(2)における措置として、例えば次のものが考えられる。

- (1) 成績評価について説明を希望する学生に対して説明する機会が設けられていること。
- (2) 筆記試験採点の際の匿名性が適切に確保されていること。
- (3) 科目間や担当者間の採点分布に関するデータが関係教員の間で共有されていること。

解釈指針4-1-1-3

基準4-1-1(3)にいう「必要な関連情報」とは、筆記試験を行った場合については、当該試験における成績評価の基準及び成績分布に関するデータを指す。

解釈指針4-1-1-4

基準4-1-1(4)にいう「適切な配慮」とは、筆記試験において合格点に達しなかった者に対して行われる試験（いわゆる再試験）についても厳正な成績評価が行われていること、及び当該学期の授業につき、一定のやむを得ない事情により筆記試験を受験することができなかった者に対して行われる試験（いわゆる追試験）について受験者が不当に利益又は不利益を受けることのないよう配慮されていることなどを指す。

【現状の説明】

(1) 成績評価の基準が設定され、かつ学生に周知されていることに関して

本学の成績評価は絶対評価である。評価の段階については「S・A・B・C・F」の5段階をもって表し、このうちS・A・B・Cを合格とする。Fを不合格とする。但し、科目の性質上、段階評価が

なじまない科目については、合格または不合格のみの評価とすることがある。」(学則第 23 条 1 項)とし、「合格した授業科目については、所定の単位を与える」(学則第 23 条 2 項)としている。この全体基準については、学則の他、履修指導要項にも明記されており、履修オリエンテーション時に学生に配布して説明を行っている。

授業科目ごとの評価の基準・方法については、シラバスに明記され、同じく履修オリエンテーション時に説明を行っている。シラバスは本学ウェブサイトにて全文が掲載されており、誰でも閲覧することができる。なお、科目の性質上不適合な場合として、特に研究指導科目(修士論文指導)については合格・不合格の評価基準を採用している。

(2) 当該成績評価基準に従った成績評価の実施を確保するための措置に関して

成績評価を誤りなく厳正に行うための仕組みとして、以下の①～③のプロセスにより、教員と事務局が相互に確認して最終評価を確定する方法を導入している。

- ①事務局担当者が、授業科目別に「成績評価フォーマット(シラバスで示した成績評価基準・評価方法、履修者の出席記録データを記載)」を作成し、各教員に送付する。
- ②教員が、自己の担当科目の試験等採点結果と出席点を算出し、成績評価フォーマットに入力して事務局へ返送する。
- ③教員から返送された採点の数値をもとに、事務局担当者が、シラバスに予め示された成績評価基準に従って S～F の評価をあてはめ、再度成績評価の基準・方法に照らし合わせて、教員に確認をとり、最終評価を確定する。

成績評価の確定後には、履修者 5 名未満の科目を除く全科目について成績評価(S～F)の人数分布表を作成し、FD 委員会が「成績評価ガイドライン」に基づいて、各科目の成績評価の分布状況をチェックしている。本ガイドラインに照らして偏りが大きいと判断された場合は、FD 委員会が担当教員に状況を確認し、必要に応じて是正を求めることとしている。

加えて、成績発表後には、成績評価に関する「疑義照会」を受け付けている。学生は、指定の期間内(各セメスターの成績通知表の交付開始からおおむね 1 週間)に疑義照会申請書を提出することにより、照会内容に応じて教員または事務局からの回答を受けることができる。直近では 2017(平成 29)年度に 2 件、2018(平成 30)年度に 1 件の照会があった。いずれも成績評価に関するものであり、うち 1 件は教員の採点ミスであったため評価が変更された。

(3) 成績評価の結果が必要な関連情報とともに学生に告知されていることに関して

前述の FD 委員会の確認を経て成績評価が確定した後、当該セメスターの全科目の成績評価分布表を教員・学生全員にメール送信し、公表している。

(4) 期末試験を実施する場合はその実施方法についても適切な配慮がなされていることに関して

期末試験を実施する科目については、当日やむをえない事情で試験を受けることができなかった者に対する「追試験」の制度を設けている。追試験の対象となる条件は決まっており、所定の追試験受験申請願と欠席事由の証明書等を提出して申請することが必要である。追試験は本来の試験と同様に別日程を設けて行われる。

なお、筆記試験を受けて合格点に達しなかった者を対象とする「再試験」は実施していない。

【自己評価】

本学は基準 4-1-1 を満たしている。

【根拠資料】

- ・ 2018 年度履修指導要項（別添資料 2 - 2）
- ・ 教員向け成績評価依頼資料（別添資料 4 - 1）
- ・ 成績評価ガイドライン（別添資料 4 - 2）
- ・ 2018 年度成績評価分布表（前期・後期）（別添資料 4 - 3）
- ・ 疑義照会フォーマット（別添資料 4 - 4）

4-1-2 学生が在籍する会計大学院以外の機関における履修結果をもとに、当該会計大学院における単位を認定する場合は、当該会計大学院としての教育課程の一体性が損なわれていないこと、かつ厳正で客観的な成績評価が確保されていること。

【現状の説明】

学生が他の大学院で履修した授業科目について修得した単位や、本学に入学前に修得した単位を、本学で修得した単位として認定する場合は、本学の教育課程としての一体性が損なわれないよう留意した方法で検討している。具体的には、専門職大学院設置基準第 13 条および第 14 条に則り、学則第 24 条および 25 条に規定した上で、内規を定めて審査・判定を行っている。

審査にあたっては、当該学生が他の大学院で履修した授業科目のシラバス（担当教員、学修期間、詳しい授業の内容がわかるもの）と成績証明書の提出を求め、本学で同分野の科目を担当する教員が一次的な判断を行い、研究科委員会（教授会）で審議した上で認定している。

直近では、2017（平成 29）年度入学者 13 名（他大学修了 2 名、本学修了 11 名）、2018（平成 30）年度入学者 13 名（他大学修了 7 名、本学修了 6 名）が、入学前の既修得単位の認定申請を行っている。厳正に審査を行った結果、一部の科目については本学の履修単位として認められないと判断されたケースがあった。

【自己評価】

本学は基準 4-1-2 を満たしている。

【根拠資料】

- ・ LEC 東京リーガルマインド大学院大学学則（別添資料 1 - 1）
- ・ 既修得単位の認定に関する取扱要領（別添資料 4 - 5）

4-2 修了認定及びその要件

4-2-1 会計大学院の修了要件が、専門職大学院設置基準の定めを満たすものであること。この場合において、次に掲げる取扱いをすることができる。

ア) 教育上有益であるとの観点から、他の大学院において(他専攻を含む)履修した授業科目について修得した単位を、各会計大学院が修了要件として定める30単位以上の単位数の二分の一を超えない範囲で、当該会計大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすこと。

イ) 教育上有益であるとの観点から、当該会計大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位を、アによる単位と合わせて各会計大学院が修了要件として定める30単位以上の単位数の二分の一を超えない範囲で、当該会計大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすこと。

解釈指針4-2-1-1

修了の認定に必要な修得単位数は、モデルカリキュラム等を参考に各会計大学院が適切に設定する。

解釈指針4-2-1-2

修了の認定に当たっては、例えばGPA等の方法等を活用して、修了生の成績認定の客観化に努めることとする。

【現状の説明】

本学の修了に必要な標準修業年限は2年、修得単位数は44単位以上(2019年度入学生以降は40単位)である。これは法令上の規定に照らして適切である。また、本学の教育課程は「会計大学院コア・カリキュラム」に準拠して定められている。すなわち、本学固有の使命・目的・教育目標に基づき、「全体」「財務会計」「管理会計」「経営・ファイナンス」「監査」「法律」の領域で一定の知識を修得するよう、必修科目他に、「領域ごとの必修単位数」を設定している。

また、入学前または在学中に他の大学院で修得した単位の認定については、法令に従い、本学の修了要件単位数の二分の一を超えない範囲で、本学で修得したものとみなすことができるとしており、学則第24条、第25条に定めている。

なお、修了の認定は必要な修了単位数によって行っており、成績優秀者の認定に際してGPAを活用している。

【自己評価】

本学は基準4-2-1を満たしている。

【根拠資料】

- ・LEC 東京リーガルマインド大学院大学学則 (別添資料1-1)

成績評価及び修了認定に関する今後の課題・方向性

本学は成績評価及び修了認定に関する全ての基準を満たしていると考えられる。

成績評価に関しては、成績評価の基準が設定され、かつ学生に周知されており、当該成績評価基準にしたがって成績評価が行われていることを確保するための措置がとられている。また、成績評価の結果は必要な関連情報とともに学生に告知されており、期末試験も適切な配慮がなされている。成績評価に関する解釈指針に照らして今後の課題を検討するとすれば、唯一、筆記試験に当たって匿名性を確保することが挙げられる。これまで成績評価で大きな問題は生じてはいないものの、成績評価の客観性・厳正性の向上を図る観点から検討したい。

修了認定に関しても特段課題があるとは考えられず、現状を維持して今後も対応していくのが適切と思われる。特に他大学院を修了して本学に入学を希望する者や本学で再入学を希望する者が毎期一定数いることから、基準が求める内容に合致した対応を今後も継続することが重要と考える。

第5章 教育内容等の改善措置

5-1 教育内容等の改善措置

5-1-1 教育の内容及び方法の改善を図るための研修及び研究が、組織的かつ継続的に行われていること。

解釈指針5-1-1-1

「教育の内容及び方法の改善」とは、いかなるトピックがどのような観点からどの程度の質と量において教育課程の中で取り上げられるべきか等(教育内容)、及び学生に対する発問や応答、資料配付、板書、発声の仕方等(教育方法)についての改善をいうものとする。

解釈指針5-1-1-2

「組織的かつ継続的に行われていること」とは、改善すべき項目及びその方法に関する方針を決定し、改善に関する情報を管理し、改善のための諸措置の実施を担当する組織(例えば、FD委員会)が、会計大学院内に設置されていることをいうものとする。

解釈指針5-1-1-3

「研修及び研究」の内容として、例えば次に掲げるものが考えられる。

- (1)授業及び教材等に対する学生、教員相互、修了生、就職先企業等の関係者又は外部者による評価を行い、その結果を検討する実証的方法。
- (2)教育方法に関する専門家、又は教育経験豊かな同僚教員による講演会や研修会の開催等の教育的方法。
- (3)外国大学や研究所等における情報・成果の蓄積・利用等の調査的方法。
- (4)教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組み(内部質保証)に関する研修及び研究。

【現状の説明】

授業の内容・方法の改善を図るための研修及び研究を行う組織として、研究科委員会(教授会)の下にFD委員会が置かれている。FD委員会は、「教員の教授能力の向上、教育内容および方法の改善を図るための組織的な研修および研究に関する事項を検討し、研究科委員会の決定に基づき推進(FD委員会規程第5条)」する役割を担っている。FD委員会は次の①と②の施策を実行している。他方、カリキュラム検討委員会と研究指導委員会が③、紀要運営委員会が④の施策を実行している。これらは大学院全体で教育の内容及び方法の改善を図るための研修及び研究が、組織的かつ継続的に行われていることを示している。

また、教育内容の面、具体的には開設する科目、科目の内容、その他カリキュラムの改善については、同じく研究科委員会の下に置かれたカリキュラム検討委員会での審議によって実施している。

① 総合教員研修の実施

教員の能力向上を目的として、大学院開設初期より総合教員研修を実施している。当初は学内の教員が順番に講師を務め、各自の専門に関する講義を行う形が主であったが、2013（平成 25）年頃から、より大局的に学長顧問と専任教員の懇談会的な形での意見交換、学外講師（文部科学省の専門職大学院担当官や他大学の副学長）を招聘しての講演会なども実施している。なお、直近の総合教員研修の実績は次の通りである。

- ・ 2018 年 4 月 4 日 「『英語教育の危機』について」
慶松勝太郎副学長
- ・ 2018 年 9 月 7 日 「メディア授業を活用した新たな教育の可能性」
サイバー大学副学長・教授 小野邦彦氏
- ・ 2019 年 3 月 8 日 「Google Classroom の利用法について」
横井隆志准教授

② 授業評価アンケートの検討

授業の内容および方法の改善を図るための取り組みとして、全科目について 2 回ずつの授業評価アンケートを実施している。

1 回目は全 15 回のうち第 5 回目に行う。現に進行中の授業の参考となる意見・要望を拾い上げることを目的としており、事務局が回収後、速やかに担当教員にフィードバックしている。

2 回目は授業の最終回に行う。このアンケートは集計して FD 委員会で確認を行い、教員に各自の担当科目及び全体の集計データをフィードバックして、アンケートの結果を次年度のシラバス作成にも反映させるサイクルとしている。さらに、全体集計の結果は、本学ウェブサイトに掲載し、在学生のみならず広く社会に公表している。

③ 共同授業（協働教育）の推進

本学は「理論と実務の融合」を具体化する取り組みとして、カリキュラム検討委員会が教育課程全体を俯瞰して領域及び授業の特性を踏まえた実務家教員と研究者教員の協働教育を推進している。また特徴的な取り組みとして、共同授業を推進している。論文指導の方法については、特に研究指導委員会で継続的に改善を検討している。

教育課程全般の改善は必ずしも授業評価アンケートのみによるものではないが、実務家教員と研究者教員の協働の在り方を再検討する要因となっている。論文指導に関しても同様の状況となっている。

④ 紀要の継続発行と FD

本学は紀要の継続的発行が教育研究活動を推進する鍵と考えており、紀要運営委員会を通じて概ね毎年度発行を行ってきている。様々な形態の論稿が掲載されているが、教育研究活動の改善を継続的に行う仕組み、FD 活動の一環として機能している側面がある。過去には教員や修了生による座談会を特集として掲載しており（紀要第 11 号、12 号など）、本学の 1 つの特色となっている。論文指導に関して言えば、近年次のような実績が残されている。

- ・ 紀要第 14 号(2017 年 2 月 28 日発行)
「論文の『本論』部をどのように構築するか― LEC 会計大学院における租税法修士論文の場合―」春日潤一准教授
「税法修士論文完成に影響を与える要因の検討―重回帰分析を用いた量的アプローチから―」望月拓実助教
- ・ 紀要第 15 号(2018 年 3 月 30 日発行)
「社会科学的な思考と税法との接地―税法論文指導のさらなる発展を目指して―」沼田隼人兼任講師

【自己評価】

本学は基準 5-1-1 を満たしている。

【根拠資料】

- ・ 本学ウェブサイト 教員・研究活動>FD 活動
<http://www.lec.ac.jp/activity/fd.html>
- ・ 授業評価アンケートフォーマット (別添資料 5-1)
- ・ 2018 年度アンケート集計 (別添資料 5-2)
- ・ 本学ウェブサイト 教員・研究活動>LEC 会計大学院紀要
<http://www.lec.ac.jp/activity/kiyou/>

5-1-2 会計大学院における実務家教員における教育上の経験の確保、及び研究者教員における実務上の知見の確保に努めていること。

解釈指針 5-1-2-1

実務家として十分な経験を有する教員であって、教育上の経験に不足すると認められる者については、これを補うための教育研修の機会を得ること、また、大学の学部や大学院において十分な教育経験を有する教員であって、実務上の知見に不足すると認められる者については、担当する科目に関連する実務上の知見を補完する機会を得ることが、それぞれ確保されているよう、会計大学院において適切な措置をとるよう努めていること。

【現状の説明】

本学の実務家教員は税務大学校教授や他大学の非常勤講師、その他専門機関での研修講師など、相当程度の教育経験を有する者を任用しており、教育上の経験に不足すると認められるケースは、これまでない。また、研究者教員についても基本的に十分な教育経験と実務に関する知見を有する者を任用してきた。若手研究者教員については、既述の通り、本学は「理論と実務の融合」を具体化する取り組みとして共同授業を積極的に採用して実務上の知見を補完してきた。

共同授業については、2018 (平成 30) 年度及び 2019 (令和元) 年度は「マネジメント・シミュ

レーション」、「職業倫理」、「租税法研究指導」、「会計学研究指導」の4科目が挙げられるが、4科目とも本学の教育研究の大きな特徴となっている。研究者教員にとっては実務上の知見を、実務家教員にとっては学術的な知見を充実させる有効な機会となっている。教員自身が他の教員の授業方法を実地に見聞することにより、各自の指導技術の向上に役立てられているほか、教育指導方法に関する相互チェックの機能も果たしている。

【自己評価】

本学は基準 5-1-2 を満たしている。

【根拠資料】

- ・2018年度専任教員業績等一覧（別添資料5-3）
- ・本学ウェブサイト 教員・研究活動>教員紹介
<http://www.lec.ac.jp/activity/teacher/>
- ・本学ウェブサイト 教育プログラム>シラバス
2019年度シラバス <http://www.lec.ac.jp/pdf/common/2019/syllabus.pdf>
- ・本学ウェブサイト 修了生の方へ>シラバスダウンロード
2018年度シラバス <http://www.lec.ac.jp/pdf/common/2018/syllabus.pdf>
2018年度追補版シラバス http://www.lec.ac.jp/pdf/common/2018/syllabus_tsuiho.pdf

教育内容等の改善措置に関する今後の課題・方向性

本学では教育の内容及び方法の改善を図るための研修及び研究が、組織的かつ継続的に行われている。その中心はFD委員会であり、関連する委員会としてカリキュラム検討委員会、研究指導委員会、紀要運営委員会がある。枠組み自体、それぞれの委員会が果たす役割は明確であるため、今後も組織的・継続的に推進していくことが必要である。総合教員研修、授業評価アンケートの検討、共同授業及び教育課程の見直し、紀要の継続発行は何れも本学の教育内容等の改善を組織的に実行するために不可欠な取り組みである。なかでも授業評価アンケートの検討は、教育方法や教育課程の再検討に繋がるものであるため、その内容や実施方法を継続的に検討する。

本学の教育研究の特色は、教育課程全体における実務家教員と研究者教員の協働教育を授業科目及び学生の特性に合わせて推進することで形成されている。したがって、今後も共同授業方式の適用を念頭に置きながら、実務家教員と研究者教員の協働を推進することが必要である。このことは、教育上ないし実務上の経験を補完するだけでなく、積極的に教育効果の向上を狙う視点で取り組むことを意味する。

第6章 入学者選抜等

6-1 入学者受入

6-1-1 **公平性、開放性、多様性の確保を前提としつつ、各会計大学院の教育の理念及び目的に照らして、各会計大学院は入学者受入方針(アドミッション・ポリシー)を設定し、公表していること。**

解釈指針6-1-1-1

入学者の能力等の評価、その他の入学者受入に係る入試業務を行うための責任ある体制(委員会等)が設置されていること。

解釈指針6-1-1-2

入学志願者に対して、当該会計大学院の理念及び教育目的、設置の趣旨、アドミッション・ポリシー、入学者選抜の方法、並びに重要な教育にかかる事項について、事前に周知するように努めていること。

【現状の説明】

本学は使命・目的および教育目標を踏まえて「入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）」を設定・公表している。

本学の「入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）」は、専門職大学院制度の趣旨及び本学の使命・目的・教育目標に照らして、企業・団体等において会計実務に携わる社会人を受け入れることを想定している。この方針は、本学ウェブサイト、パンフレット、学生募集要項等に明記されており、大学説明会等で入学志願者に周知されると共に、広く社会に公表されている。

入学者受入に関する事項は、研究科委員会（教授会）のもとに設置された入試委員会が所管し、学生募集及び入学者選考に関する具体的な事務は、入試委員会の審議に基づいて事務局の入試担当職員が行っている。

入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）

本学の理念・目的・教育目標を実現するために、次のような学生を積極的に受け入れます。

- ・会計専門職業人としての高度な実務専門能力を身に付けようとする人。
- ・会計分野でリーダーとして活躍することを意図する人。
- ・分野を問わず柔軟な思考を持ち、創造的な発想のできる人。

【自己評価】

本学は基準 6-1-1 を満たしている。

【根拠資料】

- ・ 本学ウェブサイト LEC 会計大学院について>使命・目的・教育目標、3つの基本的方針
<http://www.lec.ac.jp/about/mission.html>
- ・ 本学ウェブサイト 入学案内>学生募集案内
<http://www.lec.ac.jp/admission/exam.html>
- ・ 2018 年度春期学生募集要項（別添資料 6-1）
- ・ 大学案内パンフレット（別添資料 1-2）

6-1-2 入学者選抜が各会計大学院のアドミッション・ポリシーに基づいて行われていること。

【現状の説明】

本学では、前項の「入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）」に基づき、これに合致した入学者を受入れるために以下の施策を行っている。

まず、主たる教育対象として、企業・団体等において現に会計・税務に携わる社会人を想定していることから、現職社会人が各自の年間予定や業務繁忙に合わせて入学を検討できるよう、春期・秋期の年 2 回入学を実施し、かつ春期・秋期で同規模（いずれも定員 30 名）の募集を行っている。

また、入学者受入方針に基づき、「一般入学試験」「AO 入学試験」の 2 種類の入学試験が採用されている。「AO 入学試験」では、会計・税務に関する指定の資格試験（公認会計士短答式試験・税理士試験一部科目等）に合格していることを出願要件とし、入学者受入方針への適合度が高い学生を多く受け入れることを目的としている。

【自己評価】

本学は基準 6-1-2 を満たしている。

【根拠資料】

- ・ 本学ウェブサイト 入学案内>学生募集案内
<http://www.lec.ac.jp/admission/exam.html>
- ・ 2018 年度春期学生募集要項（別添資料 6-1）

6-1-3 会計大学院の入学資格を有するすべての志願者に対して、各会計大学院のアドミッション・ポリシーに照らして、入学者選抜を受ける公正な機会が等しく確保されていること。

解釈指針6-1-3-1

入学者選抜において、当該会計大学院を設置している大学の主として会計学を履修する学科又は課程等に在学、又は卒業した者(以下、「自校出身者」という。)が、同一の入学試験を受験する場合に、試験科目の免除、配点の加算等の優遇措置を講じていないこと。入学者に占める自校出身者の割合が著しく多い場合には、それが不当な措置によるものでないことが説明されていること。

解釈指針6-1-3-2 (寄附等の募集を行う会計大学院のみ)

入学者への会計大学院に対する寄附等の募集開始時期は入学後とし、それ以前にあっては募集の予告にとどめていること。

【現状の説明】

本学は会計大学院 1 専攻のみの大学院大学であるため、本基準でいう「自校出身者」について、学部からの入学は基本的にない。本学は 2012 (平成 24) 年度まで 4 年制学部 (総合キャリア学部) を設置していたため、同学部の卒業生が就職した後、改めて会計大学院への入学を志願する例はあるが、同学部は「主として会計学を履修する学科・課程」には該当せず、志願者の人数もきわめて少数である。

本学では履修コース制をとっており、1 つのコース (税法コース) を履修して修了した者が、改めて別のコース (会計コース) に入学することを認めている。このように本学を一度修了したのちに再度別コースへの入学を希望する者に対しては、春期・秋期とも一般募集が終了した後の最終日程で若干名の募集を行っている。この募集では、一般募集とは別に志願者全員に筆記試験 (記述式) を課した上で面接試験を行っており、試験科目の免除や加点等の優遇措置は講じていない。

また、全ての入学者に対して寄附等の募集は行っていない。

【自己評価】

本学は基準 6-1-3 を満たしている。

【根拠資料】

- ・ 本学ウェブサイト 修了生の方へ>本学への再入学について
<http://www.lec.ac.jp/graduate/readmission.html>
- ・ 2018 年度春期学生募集要項 (修了生向け) (別添資料 6 - 2)

6-1-4 入学者選抜に当たっては、会計大学院において教育を受けるために必要な入学者の能力等が適確かつ客観的に評価されていること。

解釈指針6-1-4-1

入学者選抜に当たっては、会計大学院における履修の前提として要求される判断力、思考力、分析力、表現力等が、的確かつ客観的に評価されていること。

【現状の説明】

前述の通り本学は、「一般入試」「AO 入試」の 2 種類の入試により入学者選抜を実施している。一般入試の対象者には筆記試験として短答式試験（日商簿記検定 2 級程度の水準）及び論述式試験（会計・税法の出題から任意で 1 問選択）を課し、大学院での履修の前提となる基礎知識に加え、論理的思考力や文章表現力を評価している。AO 入試では、所定の資格試験合格を出願要件として一定の専門知識・能力を有していることを確認し、対象者には面接試験のみを課している。

一般入試・AO 入試共に受験者全員に課している面接試験では、以下の方法により判断力、思考力、分析力、表現力を的確に評価すると共に、その厳正性と客観性を担保している。合否判定は、入試委員会が合否判定基準に基づいて行い、その結果を研究科委員会（教授会）に報告している。

＜面接試験の実施方法＞

- ①複数の専任教員（3 名）を面接担当者として配置
- ②面接時には評価の項目・基準があらかじめ明示された「面接試験評価表」を用いて各受験者を評価
- ③各面接担当者の評価をすべて数値化して当該受験者の面接試験の判定を実施

【自己評価】

本学は基準 6-1-4 を満たしている。

【根拠資料】

- ・本学ウェブサイト 入学案内＞学生募集案内
<http://www.lec.ac.jp/admission/exam.html>
- ・2018 年度春期学生募集要項（別添資料 6－1）

6-1-5 入学者選抜に当たって、多様な知識又は経験を有する者を入学させるよう努めていること。

解釈指針6-1-5-1

大学等の在学者については、入学者選抜において、学業成績のほか、多様な学識及び課外活動等の実績が、適切に評価できるよう考慮されていることが望ましい。

解釈指針6-1-5-2

社会人等については、入学者選抜において、多様な実務経験及び社会経験等を適切に評価できるよう考慮されていることが望ましい。

【現状の説明】

本学は、会計・税務に従事する現職社会人を主な教育対象として想定していることから、学校教育法施行規則第155条第8項に定める個別の入学資格審査制度によって、4年制大学卒業生以外の志願者にも可能な限り門戸を開き、多様な知識・経験を有する者を入学させるよう努めている。現に、個別資格審査を経由して毎年度10名程度（短期大学卒業生、専門学校卒業生等）が入学している。

本学は社会人向け大学院であり、大学等に在学中の者が志願するケースはほとんどないことから、大学等の在学者を対象として特に課外活動等の評価を行う仕組みは設けていない。ただし、本学のAO入試は主に会計・税務専門職を目指す社会人の受入れを想定して、出願要件を満たす（公認会計士・税理士等に関わる試験合格者）場合は筆記試験を免除し、面接試験のみを課す方式としている。このAO入試は、出願要件を満たせば社会人以外（大学等の在学者で卒業見込みの者など）であっても受験することができるため、大学の学業成績以外の学識や実績を評価することが可能である。

【個別入学資格審査による入学者数（各年度合計）】

	2014年度 (平成26)	2015年度 (平成27)	2016年度 (平成28)	2017年度 (平成29)	2018年度 (平成30)
個別資格審査による入学者	13名	13名	13名	10名	12名
入学者総数	59名	66名	72名	62名	59名

※2019（令和元）年度春期入学者のうち該当者：7名

【自己評価】

本学は基準6-1-5を満たしている。

【根拠資料】

- ・本学ウェブサイト 入学案内>学生募集案内
<http://www.lec.ac.jp/admission/exam.html>
- ・2018年度春期学生募集要項（別添資料6-1）

6-2 収容定員と在籍者数

6-2-1 会計大学院の在籍者数については、収容定員を上回る状態が恒常的なものとならないよ

う配慮されていること。**解釈指針6-2-1-1**

「収容定員」とは、一学年の入学定員の2倍の数をいう。また同基準に規定する在籍者には、休学者を含む。

解釈指針6-2-1-2（在籍者数が収容定員を上回った場合のみ）

在籍者数が収容定員を上回った場合には、かかる状態が恒常的なものとならないための措置が講じられていること。

【現状の説明】

本学の収容定員は 120 名である。2012（平成 24）年度からの一時期、在籍者数の超過傾向が続き、2014（平成 26）年度には収容定員充足率が 1.28 に達した。これは、2010（平成 22）年度を境に入学者数が急増し、かつ修士論文に取り組む学生が増えたことにより、標準修業年限 2 年を超えて在学する学生が多くなったことによるものである。この状況に対しては、学内で様々な検討・対策を実施し、在籍者数（特に在学延長者数）の抑制に努めた。

その結果、定員超過状況は年々改善され、2018（平成 30）年度には、収容定員充足率 1.05（在学生数 126 名、うち 1 年次 63 名、2 年次以上 76 名）まで改善されている。

また、2017（平成 29）年度向け入試からは、春期・秋期の入学者数の平準化を進めるために春期・秋期各 30 名の募集定員を設けており、適切な在籍者数を維持するための施策が行われている。

【高度専門職研究科会計専門職専攻 在学者数の推移（各年度 10 月 1 日時点）】

	2014 年度 (平成 26)	2015 年度 (平成 27)	2016 年度 (平成 28)	2017 年度 (平成 29)	2018 年度 (平成 30)
1 年次	57 名	66 名	72 名	62 名	63 名
2 年次以上	96 名	85 名	77 名	77 名	76 名
合計	153 名	151 名	149 名	139 名	126 名
収容定員充足率	1.28	1.26	1.24	1.16	1.05

※2019（令和元）年度 5 月 1 日時点の在学者数：132 名（収容定員充足率 1.10）

【自己評価】

本学は基準 6-2-1 を満たしている。

【根拠資料】

特になし

6-2-2 入学者受入において、所定の入学定員と乖離しないよう努めていること。

解釈指針6-2-2-1

在籍者数等を考慮しつつ、入学者数と入学定員の乖離が続く場合、乖離を縮めるための措置が講じられていること(例えば、入学定員の見直しが検討され、実行されること)。

【現状の説明】

本学の入学定員 60 名に対して、2014（平成 26）～2018（平成 30）年度の 5 年間の入学者数平均は 63.6 名、入学定員充足率平均は 1.06 である。各年度とも入学定員から大きく乖離することなく、適切な学生募集状況が維持されている。既述の通り 2017（平成 29）年度向け入試からは、春期・秋期各 30 名の募集定員を設け、これに基づいて学生募集が行われている。

[高度専門職研究科会計専門職専攻 入学者数の推移（各年度 10 月 1 日時点）]

	2014 年度 (平成 26)	2015 年度 (平成 27)	2016 年度 (平成 28)	2017 年度 (平成 29)	2018 年度 (平成 30)
春期入学	36 名	36 名	37 名	30 名	31 名
秋期入学	23 名	30 名	35 名	32 名	28 名
合計	59 名	66 名	72 名	62 名	59 名
入学定員充足率	0.98	1.10	1.20	1.03	0.98

※2019（令和元）年度春期入学者数：38 名（春期募集定員 30 名、入学定員充足率 1.27）

【自己評価】

本学は基準 6-2-2 を満たしている。

【根拠資料】

- ・本学ウェブサイト LEC 会計大学院について>会計大学院概要
<http://www.lec.ac.jp/about/gaiyou.html>
- ・本学ウェブサイト 入学案内>学生募集案内
<http://www.lec.ac.jp/admission/exam.html>
- ・2018 年度春期学生募集要項（別添資料 6-1）

入学者選抜等に関する今後の課題・方向性

本学の入学者選抜は、入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に基づき、研究科委員会（教授会）のもとに入試委員会を設置して責任ある体制下で行われている。入学者受入方針は学位授与方針及び教育課程編成・実施方針と連動したものであり、本学の目的・教育目標を達成するため、一般入試・AO 入試を設けて適切な方法で入学者選抜が行われている。

定員管理に関しては、過去に未充足あるいは超過状態となった時期もあったが、学内で様々な対策

を講じ、直近の5年間で、収容定員充足率、入学定員充足率いずれも適切な水準に改善されている。

いずれの点についても引き続き適切な状況が保たれるよう、学内での状況確認と、必要な場合には対応を行っていく。

第7章 学生の支援体制

7-1 学習支援

7-1-1 学生が在学期間中に会計大学院の課程の履修に専念できるよう、また、教育課程上の成果を上げるために、各会計大学院の目的に照らして、履修指導の体制が十分にとられていること。

解釈指針7-1-1-1

入学者に対して、会計大学院における教育の導入ガイダンスが適切に行われていること。

解釈指針7-1-1-2

履修指導においては、適時・継続的に修了に至るまで適切なガイダンスが実施されていること

【現状の説明】

本学では、まず入学時に新生全員を対象としてオリエンテーションを実施する。ここでは履修指導をはじめとして、施設設備の使用法や学生生活の支援制度等さまざまな事項を案内し、円滑に大学院生活が始められるように配慮している。

在学中は、毎年3月及び9月（各セメスターの履修登録前）に在学生向けオリエンテーションを実施し、シラバスの変更等の必要事項を周知するとともに、修了に至るまでの継続的なガイダンスの機会としている。現在は新生向け、在学生向けいずれも毎期2回設定し、社会人学生でも都合の良い日程を選んで参加できるように配慮している。

さらに、オリエンテーションの時期に合わせて年間2回、各1週間程度の履修相談期間を設けている。主に事務局の教務部担当職員が履修を含めた個別の相談に応じ、必要に応じて教員に繋いでいる。こちらも社会人に配慮して、平日夜間及び土日も含めて原則として予約制で実施されており、実施期間や時間は履修指導要項に記載の上、オリエンテーションで説明、案内されている。

また、単位修得状況の思わしくない者や履修登録申請を行っていない者にはこの時期に教務部担当職員が個別に連絡して事情を把握し、相談に応じている。

【自己評価】

本学は基準7-1-1を満たしている。

【根拠資料】

- ・2018年度 履修指導要項（新生・在院生向け）（別添資料2-2）
- ・2018年度学生便覧（別添資料7-1）

7-1-2 各会計大学院の目的及び教育課程上の成果を実現する上で、教員と学生とのコミュニケーションを十分に図ることができるよう、学習相談、助言体制の整備がなされていること。

解釈指針7-1-2-1 (オフィスアワーが設定されている場合のみ)

オフィスアワーが設定されている場合には、それを有効に活用できるよう、学生に対して各教員のオフィスアワーの日時又は面談の予約の方法等が周知されていること。

解釈指針7-1-2-2

学習相談、助言体制を有効に機能させるための施設や環境の整備に努めていること。

【現状の説明】

本学の学生はほとんどが現職の社会人であることから、週あたりの通学回数や学内での滞在時間は一般的な大学院生と比較して少なく、質問等のために研究室等へ頻繁に足を運ぶことも難しい状況がある。実際、過去に教員が一定時間に学内で待機する形のオフィスアワーを実施した際にはほとんど利用がなく、現在は全学的な制度としてのオフィスアワーは実施していない。社会人学生が時間や場所の制約を受けずに教員とのコミュニケーションを図れることを重視して、主にメールやグループウェアサービス（サイボウズ Live、2019年度以降は Google Classroom）を用いて教員への質問・相談の機会を確保している。

2017（平成29）年度からは、修士論文執筆のために必要な Word や Excel の使用方法を中心に、IT担当の専任教員が研究指導科目（修士論文指導）の全クラスを巡回しており、その前後には研究室に待機して相談に応じている。現状、在学生のほとんどが研究指導科目を履修しているため、当該教員は学生と幅広くコミュニケーションをとり、修士論文に関する事項以外にも学生の相談事項や要望を把握して、必要に応じて他の教員や事務局による助言・支援に繋げる役割を果たしている。

【自己評価】

本学は基準 7-1-2 を満たしている。

【根拠資料】

- ・ 本学ウェブサイト 教育プログラム＞戦略的修士論文指導体制
<http://www.lec.ac.jp/program/kenkyu.html>

7-1-3 各種の教育補助者による学習支援体制の整備に努めていること。

【現状の説明】

学習支援のための人員としては、教務部担当職員のもとに授業運営補助の非常勤職員 2 名と、1 名の TA を置いている。運営補助職員は授業中に必要な PC やプロジェクター等の教室・機器の準備や、必要に応じて授業中の機器操作の補助も行い授業が円滑に進むよう配慮している。TA は税理士試験合格者であるため、簿記等の基礎知識の補習や資格試験面での指導を希望する学生がいる場合には対応することも可能である。

また、集団指導体制をとる研究指導科目では、アカデミック・ライティング担当の非常勤講師が学習支援の役割を担っており、個々の学生の状況に合わせた助言・支援を行っている。

【自己評価】

本学は基準 7-1-3 を満たしている。

【根拠資料】

- ・ 本学ウェブサイト 教育プログラム>戦略的修士論文指導体制

<http://www.lec.ac.jp/program/kenkyu.html>

7-2 生活支援等

7-2-1 学生が在学期間中に会計大学院の課程の履修に専念できるよう、学生の経済的支援及び修学や学生生活に関する相談・助言、支援体制の整備に努めていること。

解釈指針7-2-1-1

授業料減免、奨学金等の多様な措置(各会計大学院における奨学基金の設定、卒業生等の募金による基金の設定、他の団体等が給付又は貸与する奨学金への応募の紹介等)によって学生が奨学金制度等を利用できるように努めていること。

解釈指針7-2-1-2

学生の健康相談、生活相談、各種ハラスメントの相談等のために、保健センター、学生相談室を設置するなど必要な相談助言体制の整備に努めていること。

【現状の説明】

本学は、働きながら学ぶ社会人への教育活動を重視しているため、入学時の経済的支援のひとつとして、勤務先（会計事務所等）からの推薦による入学金減免制度を設けており、多くの学生が利用している。大学独自の奨学金制度は設けていないが、日本学生支援機構の奨学金制度、厚生労働省の教育訓練給付制度を利用することができ、新入学時のオリエンテーションでの周知その他随時相談に応じている。必要に応じて教育ローン等の経済的支援の相談にも対応している。

学生生活に必要な相談助言のうち、心身に関するものは学校医と予約制の相談窓口によって対応

している。小規模な大学院大学であり独自の保健センターは設けていないが、前述の学校医が毎年の学生健康診断と必要時の診療を行い、軽い体調不良等は学内の教護スペースで休息がとれるよう対応している。ただし、社会人学生は各自の職場の健康診断や福利厚生制度を利用する 경우가多く、大学が提供する制度の利用実績は少ない。その他、本学関係者のハラスメント等の不正行為について副学長または学外の弁護士に匿名で通報・相談できる窓口も設けている。いずれも学生便覧等に記載し、オリエンテーションや学内掲示で周知・案内を行っている。

学生からの日常的な相談や意見・要望については、図書館内に意見投書箱を設けているほか、職員が事務局への連絡メールまたは直接口頭で随時受け付けており、個々の事案に応じて、事務局の責任者、教員とも協力して対応を行っている。

【自己評価】

本学は基準 7-2-1 を満たしている。

【根拠資料】

- ・ 本学ウェブサイト 入学案内>学費・奨学金など
<http://www.lec.ac.jp/admission/expense.html>
- ・ 2018 年度学生便覧（別添資料 7-1）

7-3 身体に障がいのある学生に対する支援

7-3-1 身体に障がいのある者に対しても、受験の機会を確保するとともに、身体に障がいのある学生について、施設及び設備の充実を含めて、学習や生活上の支援体制を整備し、支援を行っていること。

解釈指針7-3-1-1

身体に障がいのある者に対しても、等しく受験の機会を確保し、障がいの種類や程度に応じた特別措置や組織的対応を工夫していること。

解釈指針7-3-1-2

身体に障がいのある学生の修学のために必要な基本的な施設及び設備の整備充足に努めていること。

解釈指針7-3-1-3

身体に障がいのある学生に対しては、修学上の支援、実験・実習・実技上の特別措置を認めるなど、相当な配慮に努めていること。

【現状の説明】

身体機能に障がいのある者に等しく受験の機会を確保するため、本学では出願前に入試課が相談

を受け付け、学生部・教務部担当職員等の関係者と連携して、受験方法等について必要な措置を講じることとしており、その旨を学生募集要項に明記している。

施設・設備の面では、大学が使用している2つの建物（いずれも借用）のうち、主要な建物には車椅子対応エレベーターや障がい者用トイレが設置され、バリアフリー対応がなされている。もう1つの建物にもエレベーターが設置されているが、建物の構造上、入口・通路の完全なバリアフリー化には階段の形状変更等の抜本的な躯体工事が必要となり、現実的にはきわめて困難な状況である。そのため、当該建物内に置かれている施設（主には図書館）を利用する際には職員がサポートするなど、必要な支援事項を確認して個別に対応を行っている。

これまでのところ、身体に障がいのある者の出願・入学の例はないが、在学中に事故のため電動車椅子を使用することになった学生が、療養後に復学し修了した例がある（2016年度修了）。この時には、復学にあたり学生部担当職員が本人と相談した上で、学生支援委員会及び研究科委員会（教授会）に諮り、授業の履修や単位認定試験の受験、図書館の利用に関して必要な配慮を行った。

これまでの状況からみて、本学の場合、身体機能に障がいのある者の出願や入学は、今後も数としては多くはないと想定される。そのため、過去の事例を踏まえて学生支援委員会や研究科委員会での検討を行いながら、その人に必要な支援を個別に行っていく。

【自己評価】

一部の建物の構造等の制約から、施設の完全なバリアフリー化は達成できていないが、身体に障がいのある学生の修学のために必要な支援を行う体制及び実績はあり、基準 7-3-1 をおおむね満たしている。

【根拠資料】

- ・2018年度教室等配置図（別添資料7-2）
- ・本学ウェブサイト 入学案内>学生募集案内
<http://www.lec.ac.jp/admission/exam.html>
- ・2018年度春期学生募集要項（別添資料6-1）

7-4 職業支援(キャリア支援)

7-4-1 学生支援の一環として、学生がその能力及び適性、志望に応じて、主体的に進路を選択できるように、必要な情報の収集・管理・提供、ガイダンス、指導、助言に努めていること。

解釈指針7-4-1-1

学生がそれぞれの目指す進路の選択ができるように、その規模及び教育目的に照らして、適切な相談窓口を設置するなど、支援に努めていること。

【現状の説明】

本学は社会人向けの大学院であり、在学生のほとんどが現職の社会人または一時的に離職して学修に専念している社会人（定年退職者・主婦等も含む）である。そのため、実情としてキャリアガイダンスや進路支援のニーズは非常に少ない。ただし、ごく少数ではあるものの、職業経験のない学生も在籍する場合があることから、以下の通り基本的な支援制度を設けている。

①進路・就職情報の提供、相談対応

学生の多くが利用する専用自習室内に進路情報コーナーを設け、就職関連の説明会、セミナー、求人情報等の就職に関する情報を設置している。また、就職活動や進路に関してキャリアカウンセリングを希望する学生がいる場合は、事務局を通じて予約制でキャリアカウンセラーに相談できる制度も設けており、学生便覧で周知している。

2018（平成 30）年度からは、本学の特性に即した支援のひとつとして、会計専門職（公認会計士・税理士およびその受験者等）を対象とする人材紹介会社との協力により、履修オリエンテーションの際に税理士志望者向けキャリアガイダンスを実施する試みも行っている。

②課外での会計関連資格取得支援

本学の特性に即したキャリア支援制度としては、「在学学生課外サポート制度」「修了生キャリアサポート制度」を設けている。これは、会計専門資格の取得を目指す学生が多いことを考慮し、正課授業外で、学校設置会社の資格試験対策講座（公認会計士・税理士・簿記 1 級）を割引価格で受講できる制度である。本学学生のみ適用される割引率で、在学中及び修了後 2 年間にわたって利用することができる。

③インターンシップの機会

現職社会人がほとんどであるため、大学主催での職業インターンシップの機会は設けていないが、本学の学生が利用できる職業インターンシップとして、会計大学院協会が主催している「監査法人インターンシップ」を推奨しており、本学からも少数ながら継続して参加している。

先に述べた通り本学の学生はほとんどが有職者であり、それ以外の学生も修了後は家業従事を予定しているなど、実際に進路や就職に関して大学からのサポートを必要とするケースは稀である。そのため、上記のように基本的な制度は整えた上で、個々の事案に対応する形で情報提供や相談などの具体的支援を行う仕組みとしている。

【自己評価】

本学は基準 7-4-1 を満たしている。

【根拠資料】

- ・ 2018 年度学生便覧（別添資料 7-1）

学生の支援体制に関する今後の課題・方向性

在学生のほとんどが現職社会人という特性を踏まえて、基本的な支援体制が用意されている。さらに、小規模な大学院大学であるため、事務局職員を中心にきめ細かい対応が行われており、体制や制度の整備について問題となる点はみられない。

施設・設備面ではバリアフリー化を進める上で一部建物に大きな制約があるところ、人的な支援によってカバーしている。当該建物については抜本的な改修が困難な状況であるが、完全なバリアフリー化に至らずとも、物理的な支障を取り除く対応ができないか、検討を行っていく必要がある。

第8章 教員組織

8-1 教員の資格と評価

8-1-1 研究科及び専攻の種類及び規模に応じ、教育上必要な教員が置かれていること。

解釈指針8-1-1-1

教員は、その担当する科目の専門分野について、理論と実務を架橋する会計専門教育を行うために、最近5年間に於ける教育上又は研究上の業績を有していること。

【現状の説明】

本学の専任教員は、いずれも過去5年間に著書・論文等の公表、研究報告、各種研修の講師、他大学の非常勤講師等の教育上または研究上の業績を有している。会計専門職大学院の教育上必要な教員が置かれている。

なお、本学の特色の1つである修士論文指導における集団指導体制は、税法ないし会計の専門指導、論文構成指導、アカデミック・ライティング指導で実施している。集団指導体制による役割分担は、本学の目的及び教育目標を達成するために不可欠なものであり、現在構成指導を担当する専任教員はいずれも博士号を有し、自身の研究活動により修得した論理的思考法・表現法及びその指導法を、論文の構成指導という形で当該科目の教育活動に反映させている。アカデミック・ライティング指導教員（兼任教員）には、主に他大学のライティングセンターでの文章指導経験者をあてている。

【自己評価】

本学は基準8-1-1を満たしている。

【根拠資料】

- ・2018年度専任教員業績等一覧（別添資料5-3）
- ・2018年度教員一覧（別添資料8-1）
- ・本学ウェブサイト 教員・研究活動＞教員紹介
<http://www.lec.ac.jp/activity/teacher/>
- ・本学ウェブサイト 教育プログラム＞戦略的修士論文指導体制
<http://www.lec.ac.jp/program/kenkyu.html>

8-1-2 基準8-1-1に規定する教員のうち、次の各号のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力があると認められる者が、専任教員として専

攻ごとに置かれていること。

(1)専攻分野について、教育上又は研究上の業績を有する者

(2)専攻分野について、高度の技術・技能を有する者

(3)専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者

解釈指針8-1-2-1

教員の最近5年間における教育上又は研究上の業績等、各教員が、その担当する専門分野について、教育上の経歴や経験、理論と実務を架橋する会計専門教育を行うために必要な高度の教育上の指導能力を有することを示す資料が、自己点検及び自己評価の結果の公表等を通じて開示されていること。

解釈指針8-1-2-2

専任教員については、その専門の知識経験を生かした学外での公的活動や社会貢献活動も自己点検及び自己評価の結果の公表等を通じて開示されていることが望ましい。

解釈指針8-1-2-3

専任教員は、大学設置基準(昭和31年文部省令第28号)第13条に規定する専任教員の数及び大学院設置基準(昭和49年文部省令第28号)第9条に規定する教員の数に算入することができない。

解釈指針8-1-2-4

基準8-1-2に規定する専任教員は、解釈指針8-1-2-3の規定にかかわらず、特例が認められている場合は、当該特例をふまえ判断すること。

【現状の説明】

本学では、基準 8-1-2 の内容、すなわち専門職大学院設置基準第 5 条の定めに基づいて専任教員の採用・昇任の基準（業績審査委員会における参考基準）を設けており、これに従って教員あるいはその候補者の教育・研究業績を審査し、専任教員として採用している。

これら専任教員の教育・研究上の業績については、ウェブサイトやパンフレットを通じて公表しており、今回の自己点検・評価の資料としても公表の予定である。その中には学外での公的活動や社会貢献活動も含まれており、問題ない状況である。

また、本学は会計大学院 1 専攻のみの大学院大学であり、教員には他の学部・課程等との兼担やこれに関する特例は生じないため、問題ない。

【自己評価】

本学は基準 8-1-2 を満たしている。

【根拠資料】

- ・業績審査委員会規程、参考基準（別添資料 8-2）
- ・本学ウェブサイト 教員・研究活動＞教員紹介

<http://www.lec.ac.jp/activity/teacher/>

8-1-3 教員の採用及び昇任に関し、教員の教育上の指導能力等を適切に評価するための体制が整備されていること。

【現状の説明】

専任教員の採用や昇任に関しては、教員任用規則ならびに業績審査委員会規程に従って業績審査委員会で業績等を審査し、この意見をもとに研究科委員会（教授会）で審議を行った後、学校経営委員会（理事会に相当する本学の経営意思決定機関）で決定する手順となっている。この3段階のプロセスにより、教育上の指導能力を含め、適切に業績を評価した上で採用あるいは昇任を行う体制としている。

業績審査委員会は、研究科委員会が選任する本学の専任教授により構成され、必要に応じて相談役として専任教員以外の者が選任されて参加する。業績審査委員は、内規（業績審査委員会の内部基準）に基づいて対象者の研究・教育・実務の業績を審査し、採用・昇任等の妥当性について研究科委員会に報告する。研究科委員会はこの意見を踏まえて採用・昇格の可否について決議する。そして研究科委員会の決議に基づいて、教員人事に関する決定権を有する学校経営委員会が最終的な承認を行う。

【自己評価】

本学は基準 8-1-3 を満たしている。

【根拠資料】

- ・業績審査委員会規程・参考基準（別添資料 8-2）
- ・研究科委員会規則（別添資料 8-3）
- ・学校経営委員会規則（別添資料 8-4）

8-2 専任教員の配置と構成

8-2-1 会計大学院には、専攻ごとに、平成11年文部省告示第175号の別表第一及び別表第二に定める修士課程を担当する研究指導教員の数の1.5倍の数（小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。）に、同告示の第2号、別表第一及び別表第二に定める修士課程を担当する研究指導補助教員の数を加えた数の専任教員を置くとともに、同告示の別表第三に定める修士課程を担当する研究指導教員1人当たりの学生の収容定員に4分の3を乗じて算出される収容定員の数（小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。）につき1人の専任教員が置かれていること。

解釈指針8-2-1-1

専任教員は、専門職学位課程たる会計大学院について1専攻に限り専任教員として取り扱われていること。

解釈指針8-2-1-2

専任教員の数の半数以上は、原則として教授であること。

解釈指針8-2-1-3

会計科目中の3科目(財務会計、管理会計、監査等)については、いずれも専任教員が置かれていること。

解釈指針8-2-1-4

各会計大学院は、その教育の理念及び目的を実現するために必要と認められる場合には、基準8-2-1に定める数を超えて、専任教員を適切に配置するよう努めることが望ましい。

解釈指針8-2-1-5

法律系の科目を配置している会計大学院の専任の必要最低教員数は、8-2-1に規定する11名ではなく12名とする。

【現状の説明】

本学は会計大学院1専攻のみを置く大学院大学であるため、全ての教員は1専攻に限り専任教員として扱われている。専任教員の半数以上は教授で構成されており、2018(平成30)年度は14名中9名が教授である。なお2019(令和元)年度は15名中10名が教授である。

本学が設置する会計科目のうち財務会計・管理会計・監査の3分野に関しては、2019年度より3分野とも専任教員を置いている。また、本学が目的及び教育目標を実現するために重要と考える法律・英語・IT・論文構成指導の分野にはいずれも専任教員を配置し、必要最低教員数を超える数の専任教員を置いている。必要最低教員数は、法律系の科目(企業法、租税法等)を配置しているため12名となるが、既述の通り2018年度は14名、2019年度は15名であり、問題ない。

[専任教員の専門分野別配置状況]

	2018(平成30)年度	2019(令和元)年度
財務会計	1	1
管理会計	2	2
監査(※)	0	1
経営・ファイナンス	0	0
法律	7	7
論文構成指導	2	2
IT	1	1
英語	1	1
合計	14	15

※監査分野のうち「職業倫理」科目については、2018年度も専任教員が担当している。

【自己評価】

本学は基準 8-2-1 を満たしている。

【根拠資料】

- ・ 2018 年度教員一覧（別添資料 8－1）
- ・ 本学ウェブサイト 教員・研究活動＞教員紹介

<http://www.lec.ac.jp/activity/teacher/>

8-2-2 専任教員の科目別配置等のバランスが適正であること。

解釈指針8-2-2-1

コアカリキュラムとして規定されている基本科目（インターンシップを除く）について、専任教員が置かれていることが望ましい。

解釈指針8-2-2-2

専任教員の年齢構成に著しい偏りがないこと。

【現状の説明】

会計大学院コアカリキュラムで基本科目とされる 3 科目（インターンシップを除く）のうち、2 科目に専任教員を配置している（本学では「職業倫理」「IFRS 研究」）。また、コアカリキュラムで規定されている財務会計、管理会計、監査、法律、経済と経営の 5 分野については、現状、経済と経営分野のみ専任教員が担当している科目がない。5 分野に関して本学が設定している各領域の専任教員の配置を次に説明する。

財務会計領域は発展科目と応用実践科目で専任教員を配置している。基本科目には研究者教員を特任教員として当てている。これは財務会計領域における理論の進展に配慮して教育研究の実績が豊富な研究者による基本科目の教授の上に、会計専門職大学院の本分である実務に即した発展科目及び応用実践科目での学修の深化を目指しているためである。

管理会計領域は基本科目、発展科目、応用実践科目の何れでも専任教員を配置している。財務会計領域との違いは、基本科目に実務家専任教員を当てている点である。これは特に在学生の多くが管理会計の学修経験が浅いため、基本事項を分かりやすく教授する必要性に配慮した結果である。発展科目、応用実践科目では段階的に学修が深化するよう各科目を配置し、共同授業方式も採用している。

監査領域については、「職業倫理」に専任教員を配置した共同授業を実施すると共に、2019 年度から基本科目の「監査論」に専任教員を配置している。発展科目は客員教員、応用実践科目は 2019 年度より専任教員が担当している。特に「職業倫理」に関しては哲学を専門とする研究者教員と公認会計士及び税理士の実務家教員が協働で科目を担当しており、理論と実務の融合を志向している。

経営・ファイナンス領域では前述の通り専任教員が担当していないものの、各科目とも優れた教育研究実績を有する研究者教員と実務家教員が担当している。

最後に、法律領域は、ほぼ全ての科目を専任教員が担当している。これは在学生の特性上、最も重視することが不可欠なためである。

以上の通り、本学は専任教員の科目別配置等について、会計大学院コア・カリキュラムの理念を尊重しつつ本学の特性を活かした対応を図っている。

また、専任教員の年齢バランスに関しても、過去の認証評価等でも指摘を受け継続的に改善を進めてきた結果、現在は次の通りとなっている。

<2018（平成30）年5月時点>

- 70～74歳 1名（実務家1）
- 60～69歳 4名（実務家4）
- 50～59歳 3名（実務家2、研究者1）
- 40～49歳 2名（実務家1、研究者1）
- 30～39歳 4名（実務家1、研究者3）

<参考：2019（令和元）年5月時点>

- 70～74歳 1名（実務家1）
- 60～69歳 5名（実務家5）
- 50～59歳 4名（実務家3、研究者1）
- 40～49歳 1名（研究者1）
- 30～39歳 4名（実務家1、研究者3）

【自己評価】

本学は基準 8-2-2 を満たしている。今後、経済・経営分野に専任教員の配置を検討するとともに、教員の年齢構成は引き続きバランスを維持するよう努める。

【根拠資料】

- ・2018年度教員一覧（別添資料8-1）
- ・本学ウェブサイト 教員・研究活動>教員紹介
<http://www.lec.ac.jp/activity/teacher/>

8-3 研究者教員

8-3-1 研究者教員（次項8-4-1で規定する実務家教員以外の教員）は、おおむね3年以上の教育歴を有し、かつ、担当する授業科目にかかる高度の研究の能力を有する者であること。

解釈指針8-3-1-1

研究者教員の教育歴については、高等教育機関において専任教員として3年以上の経験を有すること。

解釈指針8-3-1-2

研究者教員は、担当する授業科目の分野において、過去5年間一定の研究業績を有すること。

【現状の説明】

本学の専任教員のうち研究者教員に該当する者は5名である。このうち4名はそれぞれ2005（平成17）年度、2007（平成19）年度、2010（平成22）年度、2011（平成23）年度より大学の専任教員となっており、高等教育機関で専任教員として3年以上の経験を有する。残る1名は2017（平成29）年度に本学で初めて専任教員（助教）となったため専任教員としての教育歴は3年に満たないが、本学及び他大学で非常勤講師としての教育歴があり、十分な教育上の能力を有することを踏まえて任用している（当該教員は2014（平成26）年度より本学の非常勤講師に就任し、継続して教育にあっている）。

5名の研究者教員は、それぞれ2014（平成26）～2018（平成30）年度の直近5年間に各自の専門分野の著書、論文の公表及び研究報告を精力的に行っており、一定の研究業績を有する。

なお、本学の研究指導科目では、目的及び教育目標を達成するため集団指導体制をとり、構成指導担当として研究者教員を配置している。担当する専任教員はいずれも博士号を有し、自身の研究活動により修得した論理的思考法・表現法及びその指導法を、論文の構成指導という形で当該科目の教育活動に反映させている。

【自己評価】

本学は基準8-3-1を満たしている。

【根拠資料】

- ・2018年度専任教員業績等一覧（別添資料5-3）
- ・本学ウェブサイト 教員・研究活動＞教員紹介

<http://www.lec.ac.jp/activity/teacher/>

8-4 実務家教員(実務経験と高度な実務能力を有する教員)

8-4-1 基準8-2-1に規定する専任教員の数のおおむね3割以上は、専攻分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者であること。

解釈指針8-4-1-1

実務家教員は、その実務経験との関連が認められる科目を担当していること。

解釈指針8-4-1-2（専任教員以外の者を充てる場合のみ）

基準8-4-1に規定するおおむね3割の専任教員の数に3分の2を乗じて算出される数(小数点以下の端数があるときは、これを四捨五入する。)の範囲内については、専任教員以外の者を充てることできる。その場合には、1年につき6単位以上の授業科目を担当し、かつ、教育課程の編成その他の会計大学院の組織の運営について責任を担う者であること。

【現状の説明】

本学の専任教員のうち、2018（平成30）年度は14名中9名、2019（令和元）年度は15名中10名が実務家教員であり、必置専任教員数（12名）のおおむね3割以上という要件を満たしている。

実務家教員は全員が5年以上の実務経験を有しており、2018（平成30）年度では1名が公認会計士、1名が米国公認会計士・管理会計士（コンサルティング企業勤務）、6名が税理士、1名が弁護士である（2019年度は公認会計士の教員が1名増加）。全員が豊富な実務経験を有し、現在も実務に従事する現役の実務家として、実務経験と関連の深い科目を担当しており、問題ない状況である。

本学の実務家教員には、いわゆる「みなし専任教員」として取り扱っている教員はいない。ただし、実務家教員のうち、年間の担当科目が4単位以上（8単位未満）という現行の要件に該当する者は2018（平成30）年度2名、2019（令和元）年度3名であり、実務家教員数の3分の2の範囲内（本学の場合6名以内）の人数に収まっている。

【自己評価】

本学は基準8-4-1を満たしている。

【根拠資料】

- ・2018年度専任教員業績等一覧（別添資料5-3）
- ・専任教員年間担当授業・単位数一覧（2018年度実績）（別添資料8-5）

8-5 専任教員の担当科目の比率

8-5-1 各会計大学院における教育上主要と認められる授業科目については、原則として、専任教員が配置されていること。

解釈指針8-5-1-1

教育上必要と認められる授業科目のうち必修科目、選択必修科目、各会計大学院が特に重要と考える授業科目については、おおむね7割以上が、専任教員によって担当されていること。

【現状の説明】

本学の必修・選択必修科目（一部のコースのみ必修としている科目も含む）のうち、2018（平成30）年度は19科目中15科目（約79%）、2019（令和元）年度は20科目中17科目（約85%）を専任教員が担当している。各領域の授業科目に対する専任教員の配置の詳細は、基準8-2-2で述べた通りである。なお、「租税法事例研究」は年間4クラス開講し、うち1クラスを兼任教員が担当しているが、他の必修科目は年間複数クラス開講する場合も全て専任教員が担当している。研究指導科目は集団指導体制をとっているが、主査となる指導教員は全員が専任教員である。

【自己評価】

本学は基準8-5-1を満たしている。

【根拠資料】

- ・2018年度カリキュラム一覧（別添資料2-1）
- ・専任教員年間担当授業・単位数一覧（2018年度実績）（別添資料8-5）

8-6 教員の教育研究環境

8-6-1 会計大学院の教員の授業負担は、年度ごとに、適正な範囲内にとどめられていること。

解釈指針8-6-1-1

各専任教員の授業負担は、会計大学院で少なくとも8単位以上、会計大学院も含む他専攻、他研究科及び学部等（他大学の非常勤を含む。）を通じて、多くとも年間30単位以下であることとし、年間24単位以下にとどめられていること。

【現状の説明】

本学は他に研究科・学部等を置いていないため兼担は発生しない。また、実務家教員は日常的に実務に従事しており、その業務等の状況は人によって異なり一律に判断することが難しいため、本学での授業の担当状況のみ説明する。

本学専任教員の2018（平成30）年度の年間授業担当実績は教員1名あたり平均20.8単位であり、2019（令和元）年度もほぼ同等の水準となっている。ただし、最も多い教員は40単位であり、他にも30単位を超える教員が複数いる。また最も少ない教員は4単位となっている。

担当単位数の多い教員は、全員が研究指導科目を担当している。本学の研究指導科目では、適切に指導を行えるよう1クラスの学生数を4～6名程度に抑え、総クラス数を増やしているためである。ただし、このクラス編成は、毎セメスター開始時の研究指導委員会で担当教員が協議して行っており、特定教員の負担が過剰になったり、担当教員間で極端に負担が偏ったりすることがないよう調整している。なお、既述の通り本学の研究指導科目では集団指導体制を採用していることから、教員1名で指導を行う場合と比較すれば、実質的な負担は軽減されるものと考えている。

次に、担当単位数の少ない教員は、教員の専門分野と本学の教育課程との関係上、担当科目を大幅に増やすことが難しい、若しくは研究指導科目の負担が生じ始めた段階にある状況によるものである。全体として、いわゆる「みなし専任教員」の要件を下回ることはないよう配慮している。

以上から、担当単位数の少ない教員については引き続き同様の配慮をする一方で、担当単位数の多い研究指導科目を担当する教員については一層の集団指導体制の整備を通じて継続的に負担軽減策を講じていくことが必要と考えられる。

【自己評価】

本学は基準 8-6-1 を一部満たせていない。一部とは研究指導科目を担当する教員の負担が大きくなっている点である。この点は継続的に負担軽減策を検討する。

【根拠資料】

- ・専任教員年間担当授業・単位数一覧（2018年度実績）（別添資料 8－5）

8-6-2 会計大学院の専任教員には、その教育上、研究上及び管理運営上の業績に応じて、数年ごとに相当の研究専念期間が与えられるよう努めていること。

【現状の説明】

特に研究時間の確保に対して配慮が必要と考えられる研究者教員は、2017（平成 29）年度以降 4 名在籍しているが、本学の場合大学全体で 15 名程度の教員組織であり、教育活動を円滑に行う上では、大学での通例である 6 か月以上 1 年以内という長期の研究専念期間の設定は困難な状況である。ただし、より短い期間であっても付与できる形を検討するなど、何らかの形で一定の研究専念期間を得られるよう、今後検討を行っていく。

【自己評価】

本学は小規模な大学院大学であり、教員組織も小規模であるため、教育活動との兼ね合いが難しく現在のところ制度を設けるには至っていないが、何らかの形で研究者教員に対して一定の研究専念期間が与えられるよう検討を行う。

【根拠資料】

特になし

8-6-3 会計大学院の専任教員の教育上及び研究上の職務を補助するため、必要な資質及び能力を有する職員が適切に置かれていること。

【現状の説明】

本学では、事務局の教務部担当職員 1 名のもとに、主に授業運営補助の非常勤職員 2 名、TA として 1 名の職員を置き、日常的な教室や配布物の準備、機器備品の整備、授業映像収録等の教育活動の補助を行っている。研究用の図書資料等の購入は、図書館を管轄する学生部担当職員及び図書館受付担当の非常勤職員が行っている。また、図書館への司書の配置に努めており、2018（平成 30）年度、2019（令和元）年度はいずれも司書有資格者を置いている。事務局も専任職員の総数は 5 名と小規模ではあるが、職員間で相互に補完しながら教員のさまざまな教育上及び研究上の職務を補助している。

【自己評価】

本学は基準 8-6-3 を満たしている。

【根拠資料】

特になし

教員組織に関する今後の課題・方向性

本学の教員組織は教育上の必要性から適切に編成されている。教員の資格と評価、専任教員の配置と構成、研究者教員と実務家教員のバランス、専任教員の担当科目の比率は申し分ない状況となっている。

教育課程に照らすと、会計大学院コア・カリキュラムでいう経済と経営分野に関して専任教員を配置することを今後検討していくことが必要と考えられる。また、教員の教育研究環境に関しては、特に担当単位数が多い研究指導科目を担当している専任教員の負担軽減策を継続的に検討することが必要である。

研究専念期間の付与については、小規模大学院大学の特性上、長期間の設定は困難である。しかしながら、短期間でも付与できるよう可能性を模索する。

第9章 管理運営等

9-1 管理運営の独立性

9-1-1 会計大学院における教育活動等を適切に実施するためにふさわしい独立の運営の仕組みを有していること。

解釈指針9-1-1-1

会計大学院の運営に関する重要事項を審議する会議が置かれていること。

会計大学院の運営に関する会議は、当該会計大学院の専任教授により構成されていること。ただし、当該会計大学院の運営に関する会議の定めるところにより、准教授その他の職員を加えることができる。

解釈指針9-1-1-2

専任の長が置かれていること。

【現状の説明】

本学は会計大学院の運営に関する重要事項を審議する会議として、大学院の専任教員による「研究科委員会」を置いている。本学の場合、会計大学院1専攻のみの大学院大学であり、この研究科委員会が学校教育法第93条の定める全学の教授会となる。専任教員の総数が15名程度と小規模な組織であるため、全ての専任教員が大学院組織の運営に参加して教育課程の編成等に責任を負い、大学院の重要事項に関して十分な議論が行われるよう、教授だけでなく、准教授・講師・助教を含む専任教員全員を構成員としている。

また、会計大学院の専任の長として研究科長を置いている。研究科長は研究科委員会を主催し、日常的な教学面の運営を統括している。

【自己評価】

本学は基準9-1-1を満たしている。

【根拠資料】

- ・ LEC 東京リーガルマインド大学院大学学則（別添資料1-1）
- ・ 研究科委員会規則（別添資料8-3）

9-1-2 会計大学院の教育課程、教育方法、成績評価、修了認定、入学者選抜に関する重要事項については、会計大学院の教育に関する重要事項を審議する会議における審議が尊重されていること。

解釈指針9-1-2-1

平成15年文部科学省告示第53号第2条第2項により会計大学院の専任教員とみなされる者については、会計大学院の教育課程の編成等に関して責任を担うことができるよう配慮されていること。

【現状の説明】

本学では、学校教育法第 93 条の規定に従って、学生の入学・修了及び学位の授与に関する事項を研究科委員会（教授会）の審議事項として学則に定め、学長が研究科委員会の意見を聴くべき事項として以下の事項を別に定めている。学長は教育課程、教育方法、成績評価、修了認定、入学者選抜に関して研究科委員会の審議に従って決定を行っている。

- (1) 学生の自主退学、休学等の学籍に関する事項
- (2) 教育課程の編成及び実施に関する事項
- (3) 科目の履修及び単位認定試験の実施に関する事項
- (4) 教員及び教員任用候補者の業績審査に関する事項
- (5) 学生の賞罰及び厚生補導に関する事項
- (6) 自己点検・評価に関する事項
- (7) その他、学長または研究科長が必要と認める事項

なお 2019（令和元）年度からは学長が定期的に研究科委員会にもオブザーバーとして出席し、教員の意見を十分に踏まえての意思決定が行われるようになっている。

本学ではみなし専任教員として扱っている教員はいないが、前項の通り専任教員全員を研究科委員会の構成員としており、審議に参加するとともに、研究科委員会の下に置かれる各種委員会の運営にも参画している。そのため、専任教員はいずれも会計大学院の教育課程編成等に関して責任を負っている。

【自己評価】

本学は基準 9-1-2 を満たしている。

【根拠資料】

- ・ LEC 東京リーガルマインド大学院大学学則（別添資料 1 - 1）
- ・ 研究科委員会規則（別添資料 8 - 3）・ 2018 年度委員会構成員（別添資料 9 - 1）

9-1-3 教員の人事に関する重要事項については、会計大学院の教員の人事に関する会議における審議が尊重されていること。

【現状の説明】

基準 8-1-3 で述べた通り、教員の人事に関する重要事項（採用・昇任）に関してはまず研究科委員会（教授会）のもとに業績審査委員会を組織し、業績審査委員会の意見をもとに研究科委員会が審議を行う。この審議結果を踏まえて学校経営委員会（理事会に相当する本学の経営意思決定機関）が最終決定を行っている。教学に関する事項は研究科委員会の審議を追認するのが通例である。

また、学校経営委員会には教学担当の副学長及び研究科長が構成員として参加しており、研究科委員会の意見を直接伝えている。

【自己評価】

本学は基準 9-1-3 を満たしている。

【根拠資料】

- ・ 2018 年度学校経営委員会構成員（別添資料 9-2）

9-1-4 会計大学院における教育活動等を適切に実施するためにふさわしい十分な財政的基礎を有していること。

解釈指針9-1-4-1

会計大学院の設置者が、会計大学院における教育活動等を適切に実施するために十分な経費を負担していること。

解釈指針9-1-4-2

会計大学院の設置者が、会計大学院において生じる収入又は会計大学院の運営のために提供された資金等について、会計大学院の教育活動等の維持及び向上を図るために使用することができるよう配慮していること。

解釈指針9-1-4-3

会計大学院の設置者が、会計大学院の運営に係る財政上の事項について、会計大学院の意見を聴取する適切な機会を設けていること。

【現状の説明】

本学は構造改革特区法に基づき株式会社が設置している学校であるため、学校設置会社の一事業部門として運営されている。また、私学助成等の補助金を一切受けておらず、収入のほぼ 100%が学生納付金である。2005（平成 17）年度の開設当初は大学部門の収入のみで必要経費をまかなうことができず、学校設置会社の経費負担によって運営を行ってきた。その後、学生数の増加と学生募集状況の安定化により、2015（平成 27）年度以降は大学の収入によって大学の運営を維持できる状況になっている。

大学の収入は学校設置会社の他の事業部とは区分されており、会社全体のものとは別に、学校経営委員会（理事会に相当する本学の経営意思決定機関）において大学の収支予算を策定している。

大学の収入は、この予算に基づいて大学の教育活動の維持・向上のために使用している。

既述の通り、この学校経営委員会には教学担当の副学長及び研究科長が参加しており、大学の予算策定及び決算確定の審議にあたって教学関係者の意見が反映される体制となっている。

【自己評価】

本学は基準 9-1-4 を満たしている。

【根拠資料】

- ・ 本学ウェブサイト LEC 会計大学院について > 教育研究活動に関する情報公開

<http://www.lec.ac.jp/about/public.html>

9-2 自己点検及び評価

9-2-1 会計大学院の教育水準の維持向上を図り、当該会計大学院の目的及び社会的使命を達成するため、当該会計大学院における教育活動等の状況について、自ら点検及び評価を行い、その結果を公表していること。

【現状の説明】

本学（会計大学院）のこれまでの自己点検・評価の実施状況については次の通りである。また、過去6回の自己点検・評価の結果、直近の認証評価の結果（分野別・機関別とも）はすべて本学ウェブサイト上で公開しており、誰でも閲覧することができる。

〔自己点検・評価実施状況（会計大学院を対象としたもの）〕

自己点検実施年度	備考
2005年度	(会計大学院開設年度)
2006年度	
2008年度	2009年度 専門職大学院分野別認証評価受審
2009～2010年度	2010年度 大学機関別認証評価受審
2013年度	2014年度 専門職大学院分野別認証評価受審（2回目）
2016～2017年度	2017年度 大学機関別認証評価受審（2回目）
2018～2019年度	2019年度 専門職大学院分野別認証評価受審（3回目）予定

※2007年度は総合キャリア学部（当時）を対象に自己点検・評価を行った。

【自己評価】

本学は基準 9-2-1 を満たしている。

【根拠資料】

- ・ 本学ウェブサイト LEC 会計大学院について>点検・評価等

<http://www.lec.ac.jp/about/check/index.html>

9-2-2 自己点検及び評価を行うに当たっては、その趣旨に則し適切な項目を設定するとともに、適当な実施体制が整えられていること。

解釈指針9-2-2-1

会計大学院には、教育活動等に関する自己点検及び評価を行う独自の組織が設置されていることが望ましい。

【現状の説明】

本学では、「自己点検・評価に関する規則」に基づき、学校経営委員会（理事会に相当する本学の経営意思決定機関）の下に「自己点検・評価委員会」を組織し、適切な実施体制によって自己点検・評価活動を実施している。毎回の自己点検・評価は、同委員会が定める自己点検・評価項目（自己点検・評価基準）に基づいて実施されている。

自己点検・評価委員会は、学長（委員長）、教員委員、職員委員、学外委員によって構成するよう定められている。今回の自己点検では、学長、副学長、研究科長、副研究科長、教務部長、学生部長、事務局長及び学外委員（公認会計士）の8名によって組織されている。

【自己評価】

本学は基準 9-2-2 を満たしている。

【根拠資料】

- ・ 自己点検・評価に関する規則（別添資料9-3）
- ・ 本学ウェブサイト LEC 会計大学院について>点検・評価等

<http://www.lec.ac.jp/about/check/index.html>

9-2-3 自己点検及び評価の結果を当該会計大学院の教育活動等の改善に活用するために、適当な体制が整えられていること。

解釈指針9-2-3-1

自己点検及び評価においては、当該会計大学院における教育活動等を改善するための目標を設定し、かかる目標を実現するための方法及び取組の状況等について示されていることが望ましい。

【現状の説明】

本学の自己点検・評価では、各認証評価機関が設定する評価基準の構成に則して、各章の下に置かれた評価基準の細目に沿って現在の状況を検証した後、章ごとに状況と今後の課題等を総括し、改善に向けた方向性や具体的な取り組みを示す形としている。

なお、自己点検・評価で改善が必要とされた事項については、学校経営委員会（理事会に相当する本学の経営意思決定機関）及び学長等に対して、改善に努める義務が課され（自己点検・評価規則第 11 条の 3 第 2 項）、実際の改善に向けた取り組みについては、研究科委員（教授会）会及び専門委員会において検討・審議されることとなる。

【自己評価】

本学は基準 9-2-3 を満たしている。

【根拠資料】

- ・自己点検・評価に関する規則（別添資料 9-3）
- ・本学ウェブサイト LEC 会計大学院について>点検・評価等
<http://www.lec.ac.jp/about/check/index.html>

9-2-4 自己点検及び評価の結果について、当該会計大学院を置く大学の職員以外の者による検証を行うよう努めていること。

解釈指針9-2-4-1

会計大学院の自己点検及び評価に対する検証を行う者については、会計実務に従事し、会計大学院の教育に関し広くかつ高い識見を有する者を含んでいること。

【現状の説明】

本学では、自己点検・評価活動に外部の意見をとり入れるため、自己点検・評価委員会の構成員に本学教職員以外の有識者を加えるよう定めており、毎回学外の有識者を参加させている。直近では、2017（平成 29）年度は弁護士、2019（令和元）年度は公認会計士を選任している。

【自己評価】

本学は基準 9-2-4 を満たしている。

【根拠資料】

- ・自己点検・評価委員会構成員（別添資料 9-4）

9-3 情報の公表

9-3-1 会計大学院における教育活動等の状況について、印刷物の刊行及び WEB サイトへの掲載等、広く社会に周知を図ることができる方法によって、積極的に情報が提供されていること。

【現状の説明】

本学の教育活動等の状況に関する情報は、本学ウェブサイトの「情報公開」ページで一括して公開している。このページでは学校教育法施行規則第 172 条 2 の規定に沿って、必要な情報を一覧できるようにしている。また、同様の情報はパンフレットや学生募集要項にも掲載している。

加えて、教育研究活動の成果として毎年度「LEC 会計大学院紀要」を発行しており、PDF ファイル形式で本学ウェブサイトに掲載しているほか、国立研究開発法人科学技術振興機構の科学技術情報発信・流通総合システム（J-STAGE）で全文を公開している。紀要は 2018（平成 30）年度までに 16 号を発行している。

【自己評価】

本学は基準 9-3-1 を満たしている。

【根拠資料】

- ・本学ウェブサイト LEC 会計大学院について>教育研究活動に関する情報公開
<http://www.lec.ac.jp/about/public.html>
- ・本学ウェブサイト 教員・研究活動>LEC 会計大学院紀要
<http://www.lec.ac.jp/activity/kiyou/index.html>

9-3-2 会計大学院の教育活動等に関する重要事項を記載した文書を、毎年度、公表していること。

解釈指針9-3-2-1

教育活動等に関する重要事項を記載した文書には、次に掲げる事項が記載されていること。

- (1)設置者
- (2)教育上の基本組織
- (3)教員組織
- (4)収容定員及び在籍者数
- (5)入学者選抜
- (6)標準修了年限

- (7)教育課程及び教育方法
- (8)成績評価及び課程の修了
- (9)学費及び奨学金等の学生支援制度
- (10)修了者の進路及び活動状況

【現状の説明】

本学では本基準の解釈指針の各号に示す事項をひとつの文書にまとめた形での公表は行っていないが、公表すべき事項は本学ウェブサイトの「会計大学院概要」及び「情報公開」のページで公開しているデータで網羅しており、各データのうち学生数など変動が生じるデータは、毎年度更新を行っている。

【自己評価】

本学は基準 9-3-2 を満たしている。

【根拠資料】

- ・本学ウェブサイト LEC 会計大学院について>会計大学院概要
<http://www.lec.ac.jp/about/gaiyou.html>
- ・本学ウェブサイト LEC 会計大学院について>教育研究活動に関する情報公開
<http://www.lec.ac.jp/about/public.html>

9-4 情報の保管

9-4-1 **評価の基礎となる情報について、適宜、調査及び収集を行い、適切な方法で保管されていること。**

解釈指針9-4-1-1

「評価の基礎となる情報」には、基準9-2-1に規定する自己点検及び評価に関する文書並びに基準9-3-2に規定する公表に係る文書を含む。

解釈指針9-4-1-2

評価の際に用いた情報については、評価を受けた年から5年間保管されていること。

解釈指針9-4-1-3

「適切な方法での保管」とは、評価機関の求めに応じて、すみやかに提出できる状態で保管することをいう。

【現状の説明】

本学は過去の自己点検・評価報告書並びにこれに関して収集・使用した資料、認証評価に関する資料について適切に保管している。

基準 9-2-1 に示した過去の自己点検・評価報告書、2013（平成 25）年度の自己点検・評価以降は評価時に用いた情報についても、紙媒体で保管している他、学校設置会社のファイルサーバー上にデータで保管しており、外部からの求めに応じて提出することが可能な状況となっている。

【自己評価】

本学は基準 9-4-1 を満たしている。

【根拠資料】

特になし

管理運営等に関する今後の課題・方向性

本学は会計大学院 1 専攻のみを置く大学院大学であるため、会計大学院としての独立性を保ちながら、小規模大学の特長を活かして、教職員全員の参画による運営が行われている。

また、本学は学校設置会社が設置する株式会社立大学であるが、学校設置会社において大学の経営に関する意思決定を行う組織（学校法人の理事会に相当するもの）として学校経営委員会が置かれており、ここには会計大学院の教学責任者も参加して、会計大学院の審議を尊重した意思決定が行われる体制となっている。また、学校設置会社の財政的基礎のもと、大学部門の収入はその教育研究活動の維持・向上のために使用されている。

自己点検・評価に関しては、内部規則に基づき適切な体制を整備して実施されており、自己点検・評価及び認証評価の結果・指摘事項については、その都度具体的に改善に向けた検討が行われている。

今後も、必要に応じて組織や体制の見直しを行いながら、適切な管理運営を行っていく。

第10章 施設、設備及び図書館等

10-1 施設の整備

10-1-1 会計大学院には、その規模に応じ、教員による教育及び研究並びに学生の学習その他当該会計大学院の運営に必要な十分な種類、規模、質及び数の教室、演習室、実習室、自習室、図書館、教員室、事務室その他の施設が備えられていること。これらの施設は、当面の教育計画に対応するとともに、その後の発展の可能性にも配慮されていること。

解釈指針10-1-1-1

教室、演習室及び実習室は、当該会計大学院において提供されるすべての授業を支障なく、効果的に実施することができるだけの規模、数及び設備が備えられていること。

解釈指針10-1-1-2

教員室は、少なくとも各常勤専任教員につき1室が備えられていること、非常勤教員については、勤務時間に応じて、授業等の準備を十分かつ適切に行うことができるだけのスペースが確保されていること。

解釈指針10-1-1-3

教員が学生と面談することのできる十分なスペースが確保されていること。

解釈指針10-1-1-4

事務職員が十分かつ適切に職務を行えるだけのスペースが確保されていること。

解釈指針10-1-1-5（後段のみ）

学生の自習室については、学生が基準10-3-1で規定する図書館に備えられた図書資料を有効に活用して学習することを可能とするよう、その配置及び使用方法等において、図書館との有機的連携が確保されていること。自習室は、学生総数に対して、十分なスペースと利用時間が確保されるよう努めていること。

解釈指針10-1-1-6

会計大学院の図書館等を含む各施設は、当該会計大学院の専用であるか、あるいは共用図書館等の施設の場合には、会計大学院が管理に参画し、その教育及び研究その他の業務に支障なく使用することができる状況にあること。

【現状の説明】

本学の教室は4室ある。モニター、OHC（書画カメラ）を備え、それぞれスクリーンプロジェクターの使用も可能である。講義室と演習室の区別は行っていないが、事例研究等のゼミ形式授業では机の配置を変更し、討論しやすいように配慮している。また、論文指導等で少人数の授業を行う

場合は、共同研究室も利用することがある。現状、この構成で全ての授業を支障なく実施している。

教員室は、個室形式のものが計 13 室、他に研究科長室、共同研究室（面談・会議スペースを兼ねる）を置いている。教員研究室は 2018（平成 30）年度より専任教員 1 名に 1 室付与されている。また、主に非常勤教員のためのスペースとして講師控室を 1 室設けており、学生と教員等が面談を行う場合は、教員研究室に近い共同研究室を使用している。

事務室も研究室の近くに置かれており、職員の人数に対して十分なスペースが確保されている。

学生専用自習室は、研究室・事務室等のある建物の 2 階に配置している。個人の荷物や教材を保管する棚スペース及びダイヤル式ロッカーも自習室内にあり、在学中は学生全員に貸与されている。図書館とは別の建物であるが、授業の際に移動しやすいう学生の利便性に配慮して教室の近くに配置している。自習室の開室時間は平日 9:15～22:00、土曜日 9:15～21:00、日曜日 9:15～20:00 であり、平日の図書館開館前の時間帯や、土曜日・日曜日の授業前後（日曜日の最終授業後を除く）にも利用することができる。席数は在学生総数よりも少ない 56 席であるが、現職社会人学生が多い本学の特性を踏まえて支障のない数を確保しているため、席数の不足は生じていない。なお自習に関しては、図書館の閲覧席（42 席）も使用することが可能である。

学生専用ラウンジは図書館と同じ建物内に設置されており、こちらは図書館での自習中の休憩や、土曜日・日曜日の授業間の休憩等に利用されている。ラウンジは図書館の開室時間にあわせて平日 13:00～22:00、土曜日・日曜日 9:15～20:30 の開室としている。

本学は会計大学院 1 専攻のみの大学院大学であるため、図書館を含む各施設は全て会計大学院の専用施設であり、関係者の利用にあたって支障は生じない。

【自己評価】

本学は基準 10-1-1 を満たしている。

【根拠資料】

- ・ 2018 年度教室棟配置図（別添資料 7-2）
- ・ 2018 年度学生便覧（別添資料 7-1）

10-2 設備及び機器の整備

10-2-1 会計大学院の各施設には、教員による教育及び研究並びに学生の学習その他の業務を効果的に実施するために必要で、かつ技術の発展に対応した設備及び機器が整備されていること。

【現状の説明】

本学の教室には前項で述べたモニター等の授業用機器の他、4 教室中 3 教室に収録設備があり、授業映像を収録することができる。本学では主に必修の講義型授業を収録し、学生の復習及び補習用に DVD での貸出を行っている（欠席フォロー制度）。

また、教室・図書館・自習室など学内のほぼ全ての場所が無線 LAN によるインターネット接続が可能であり、2018（平成 30）年度から 2019（令和元）年度にかけて回線・機器の更新により接続品質の向上を図っている。

学生との連絡手段として、入学時にすべての学生に Google のサービスを利用した個人メールアドレスを付与し、主に事務局からのさまざまな事務連絡・周知はこのメールによって行っている。さらに、授業に関してはクラウド型情報共有サービス（サイボウズ Live、Google Classroom）を活用して、履修に関する教員や事務局からの連絡・指示、課題の指示や提出等のやりとりをインターネット上で行うことにより、できるだけ時間や場所の制約を受けずに学修が行えるよう、学生の利便性と教育効果の向上を図っている。

本学では、効率的に学修を進めることができるよう、学生には各自でノートパソコンやタブレット端末を所有することを推奨し、大学としては接続環境の整備に重きを置いている。そのため、常設のパソコン教室は設置していないが、端末の自己所有が難しい場合には大学のパソコンを貸与しており、授業の履修等に支障のないよう配慮している。図書館には学生が自由に使用できるパソコンを 7 台常設しており、授業や研究に使用する資料の複写・印刷は、図書館のパソコンとプリンター及びコピー機を用いて無料で行うことができる。

また、第 3 章まとめの「今後の課題・方向性」でも述べた通り、Microsoft 社の Office365 のサービスを導入予定であり、2019（令和元）年度内の使用開始をめどに準備を進めている。これによって、学生・教職員が常に Microsoft Office の最新のアプリケーションを利用できるようになり、教育効果の向上が見込まれるほか、教職員や他の学生とのやりとり、情報共有の手段も効率化される。本学が目指す、時間や場所にとらわれない教育活動の基盤がさらに充実することが見込まれる。

【自己評価】

本学は基準 10-2-1 を満たしている。

【根拠資料】

- ・ 2018 年度学生便覧（別添資料 7-1）

10-3 図書館の整備

10-3-1 会計大学院には、その規模に応じ、教員による教育及び研究並びに学生の学習を支援し、かつ促進するために必要な規模及び内容の図書館及び蔵書が整備されていること。

解釈指針10-3-1-1

会計大学院の図書館は、当該会計大学院の専用であるか、あるいは共用図書館等の施設の場合には、会計大学院が管理に参画し、その教育及び研究その他の業務に支障なく使用することができる状況にあること。

解釈指針10-3-1-2

会計大学院専用の図書館あるいは共用図書館等には、その規模に応じ、専門的能力を備えた職員が適切に配置されていること。

解釈指針10-3-1-3

会計大学院専用の図書館あるいは共用図書館等の職員は、司書の資格及び情報調査に関する基本的素養を備えていることが望ましい。

解釈指針10-3-1-4

会計大学院専用の図書館あるいは共用図書館等には、教員による教育及び研究並びに学生の学習のために必要な書籍、雑誌及び資料を有すること。

解釈指針10-3-1-5

会計大学院専用の図書館あるいは共用図書館等の所蔵する図書及び資料については、その適切な管理及び維持に努めていること。

解釈指針10-3-1-6

会計大学院専用の図書館あるいは共用図書館等には、図書及び資料を活用して、教員による教育及び研究並びに学生の学習を支援するために必要な体制が整えられていること。

解釈指針10-3-1-7

会計大学院専用の図書館あるいは共用図書館等には、その会計大学院の規模に応じ、教員による教育及び研究並びに学生の学習が十分な効果をあげるために必要で、かつ、技術の発展に対応した設備及び機器が整備されていること。

【現状の説明】

本学は会計大学院 1 専攻のみの大学院大学であるため、図書館は専用であり関係者の利用に支障は生じない。図書館には基準 8-6-3 でも述べた通り司書の配置に努めており、2018（平成 30）年度、2019（令和元）年度はいずれも司書資格を持つ職員が配置されている。

開館時間は平日 13:00～22:00、土曜日・日曜日 9:15～20:30 であり、平日夜間の授業終了（21:00）後や、土・日曜日の最初の授業開始（9:30）前、最後の授業終了（20:00）後にも利用できるよう配慮されている。また、教員や社会人以外の学生による平日昼間の利用にも支障のない時間設定となっている。

図書館の資料は、教員の推薦等も踏まえて図書館委員会において選定・購入されており、2018（平成 30）年度開始時点で蔵書数は 29,821 冊、2018 年度の定期購読雑誌類は和洋合わせて 31（所蔵タイトル数は計 145）である。2010（平成 22）年度以降は、修士論文に取り組む学生の増加に対応して所蔵資料の質・量の改善を進め、会計専門職大学院の専用図書館として適切な状況に整備されている。

具体的な整備状況としては、修士論文作成（租税法・会計）に必要となる主要な雑誌・定期刊行物を近年の発行分は網羅し、教員・学生からの購入リクエストや、元教員等からの図書寄贈による蔵書の充実も進められた。所蔵資料は発行年や利用頻度等により開架・書庫の両方に配置しているが、蔵書登録等を適切に行い、希望者が速やかに利用できるよう管理を行っている。また、より利

便性を高めるためデータベースの導入を進めており、2018（平成 30）年度では法令・判例情報データベース（Westlaw Japan）、税務・会計データベース（第一法規）の使用が可能である。

雑誌のバックナンバー等の古い資料は本学で揃えることが難しいため、他大学図書館との相互利用・相互貸借制度や、国会図書館・租税資料館・税務研究センターの積極的な利用を推奨している。特に租税資料館の大学別利用者数では、ここ数年本学が常に上位に入っている。

図書館所蔵資料の検索は、OPAC（オンライン蔵書目録システム）によりインターネット接続環境があればどこでも利用することができる。前述の通り図書館には利用者用パソコンが7台常設されており、資料検索やデータベース閲覧に使用されている。

【自己評価】

本学は基準 10-3-1 を満たしている。

【根拠資料】

- ・本学ウェブサイト 図書館案内
<http://www.lec.ac.jp/library/>
- ・2018 年度図書館定期購読物一覧（別添資料 10-1）

施設・設備及び図書館等に関する今後の課題・方向性

本学の施設・設備に関しては、過去の自己点検・評価及び認証評価において、図書館及び研究室の充実の必要性が指摘されてきたが、図書館については修士論文指導の開始から約 10 年が経過して所蔵資料の整備が進み、会計大学院の専用図書館として適切な状況となっている。

また、教員の研究室に関しても、長らく共同研究室（専任教員には各自個人席を付与する）形式であったところ、2018（平成 30）年度に個室形式の研究室が備えられたことで抜本的な改善が行われた。

今後、施設・設備の面では、社会人向け大学院として適切な学修環境を充実させるための継続的な取り組みが重要になってくると考えられる。具体的には、場所・時間にとらわれない効果的な学修や情報共有の基盤となる、ICT インフラの整備（無線 LAN 接続品質の維持向上、学修に関するシステムやソフトウェアのアップデート、共用パソコンやコピー機等の機器の入れ替え）を計画的に行っていくことが必要である。